

第4次広島市男女共同参画基本計画

令和8年（2026年）3月

広島市

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1	計画の目的	1
2	計画の位置付け	1
3	計画期間	2
4	男女共同参画を取り巻く状況	2
5	第3次広島市男女共同参画基本計画の達成状況	5
6	計画の基本方針	8
7	本市が目指すべき姿	9

第2章 計画の内容

1	施策体系	10
2	計画の内容	11
	【基本方針1】あらゆる分野における政策・方針の立案及び決定への女性の参画の拡大	11
	【基本方針2】働く場における男女共同参画の推進と職業生活と家庭生活等の両立	17
	【基本方針3】安心して暮らせる社会の実現	29
	【基本方針4】性犯罪・性暴力を始めあらゆる暴力の根絶と被害者への支援	37
	【基本方針5】男女の人権を尊重する市民意識の醸成	46
3	施策の指標一覧	54

第3章 計画の推進体制

参考資料

・	第4次広島市男女共同参画基本計画の策定について（諮問）（写）	59
・	広島市男女共同参画審議会の審議状況	60
・	広島市男女共同参画審議会委員名簿	61
・	男女共同参画社会基本法	62
・	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	65
・	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	72
・	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	82
・	広島市男女共同参画推進条例	86
・	男女共同参画に関する広島市・国・世界の動き	88
・	用語解説	91

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画の目的

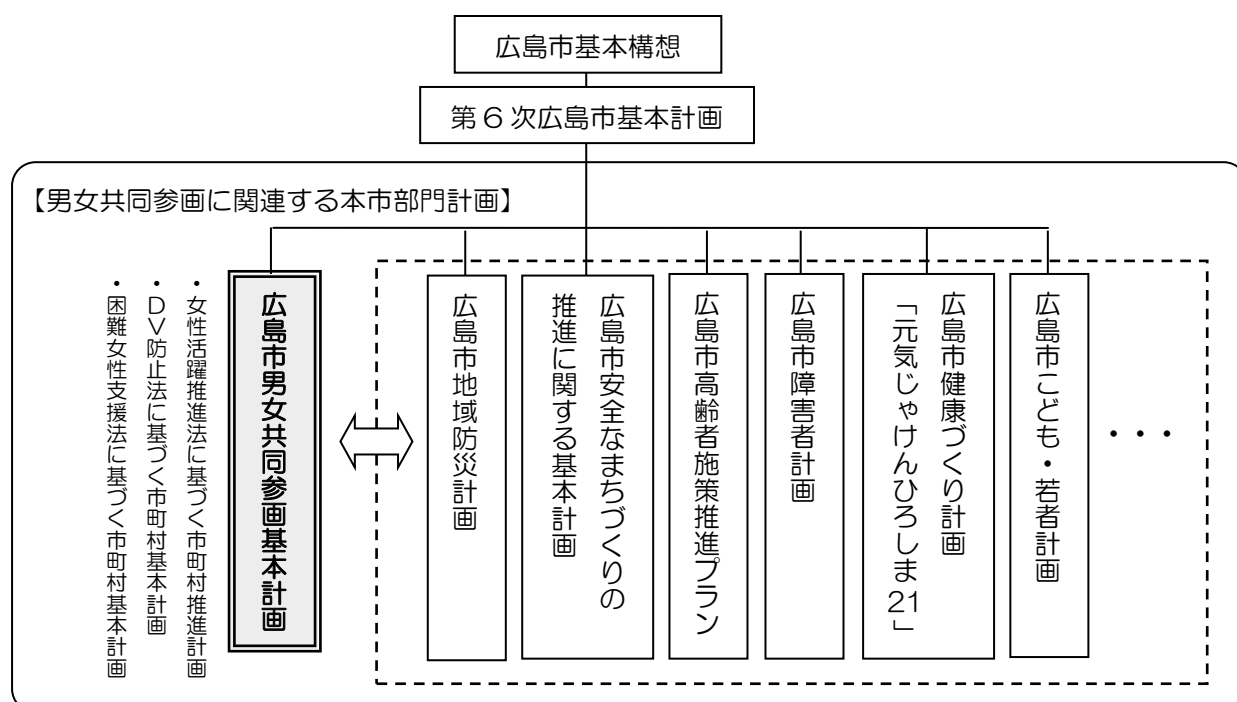
「第4次広島市男女共同参画基本計画」（以下「第4次基本計画」という。）は、「広島市男女共同参画推進条例」（以下「条例」という。）の基本理念に基づき、広島市の男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図ることにより、性別による差別がなく、男女が対等のパートナーとして責任を分かち合い、個性や能力を十分に発揮できる社会を実現することを目的として策定するものです。

基本理念 (条例抜粋)	1 男女の人権尊重
	2 社会における制度又は慣行への男女共同参画の配慮
	3 男女の政策又は方針の立案及び決定への共同参画
	4 男女の家庭における生活と他の活動の両立
	5 性と生殖に関する健康に関しての男女の人権尊重
	6 国際社会の動向への留意

2 計画の位置付け

第4次基本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に定める市町村男女共同参画計画及び条例第8条に基づく基本計画であり、「第6次広島市基本計画」の部門計画として位置付けます。

また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）に基づく市町村推進計画として位置付けるとともに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）及び「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下「困難女性支援法」という。）に基づく市町村基本計画としても位置付けます。



3 計画期間

令和 8 年度(2026 年度)から令和 12 年度(2030 年度)までの 5 年間を計画期間とします。

4 男女共同参画を取り巻く状況

(1) 社会情勢の変化

少子高齢化による労働人口の減少と女性の就労を取り巻く状況

少子高齢化により労働人口が減少する中、働くことを希望する女性が、その個性と能力を納得した上で十分に発揮できる環境の整備が求められています。女性の就労について見ると、女性の労働力率が結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する「M字カーブ」については解消傾向に向かいつつあります。しかし、その雇用形態を見ると、出産を契機に女性が非正規雇用化する「L字カーブ」という問題があります。非正規雇用については、多様な働き方の選択肢の一つとしての積極的な意義もある一方、長期的なキャリア形成を通じた能力の発揮の阻害要因となるとともに、正規雇用との待遇差があることから、女性の貧困や男女間格差の一因になっていると考えられています。

自然災害の激甚化・頻発化の影響

昨今、自然災害の激甚化・頻発化が目に見える形で進んできており、南海トラフ巨大地震などの大地震や豪雨などによる災害の発生が懸念されています。災害発生時には、女性や子ども、高齢者、障害者などが災害弱者となりやすく、被災者の多様なニーズに適切に対応することが重要であり、令和 6 年(2024 年)の能登半島地震においても、男女共同参画の視点による防災・復興対策の重要性が改めて浮き彫りになりました。

(2) 国の法改正等の動向

男女共同参画の推進に関する法律の制定・改正等

国においては、男女共同参画社会の実現を「21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っています。これらの取組は、単に女性の権利向上にとどまらず、社会全体の持続可能性や経済成長、地域活性化にもつながるものとして位置づけられています。

ア 政治・行政分野における取組

衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すこと等を基本原則とする「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が令和 3 年(2021 年)6 月に改正され、政党や政治団体の自主的な取組の促進や国・地方公共団体の施策が強化されました。また、政治活動におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止と解決に向けた施策を明記し、女性が安心して政治活動に参加できる環境づくりを支援することなどが示されました。

イ 働く場や家庭生活等との両立における取組

令和 7 年（2025 年）6 月に「女性活躍推進法」が改正され、常時雇用する労働者の数が 101 人以上の企業は、「男女間賃金差異」及び「女性管理職比率」の情報公開が義務化されることとなりました（令和 8 年（2026 年）4 月施行）。また、月経、不妊治療、更年期などに伴う女性特有の健康課題について、職場での理解増進や配慮等が行われるよう、事業主による積極的な取組を促していくことが示されました。

令和 6 年（2024 年）5 月に「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「育児・介護休業法」という。）」及び「次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）」が改正され、男女とも仕事と育児・介護を両立できるように、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認が義務化されました。

ウ 困難な問題を抱える女性に関する取組

令和 6 年（2024 年）4 月に「困難女性支援法」が新たに施行され、従来の「売春防止法」に基づく婦人保護施策の枠組みを抜本的に見直し、困難な問題を抱える女性に対して多様な支援を包括的かつ継続的に提供する体制を整備することが示されました。

エ 性犯罪・性暴力における取組

令和 5 年（2023 年）3 月に策定された「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」は、令和 2 年（2020 年）からの「集中強化期間」の成果と課題を踏まえ、令和 7 年度（2025 年度）までの 3 年間で「更なる集中強化期間」と位置づけて取り組むものです。また、令和 5 年（2023 年）6 月に「刑法」が改正され、同意がない性行為は犯罪になることが明確化されるとともに、性交同意年齢の引き上げや、性犯罪の公訴時効期間が延長されるなど、性犯罪・性暴力の根絶のための取組や被害者支援を強化されました。

オ DV 対策における取組

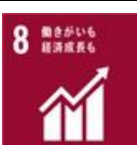
令和 5 年（2023 年）5 月の「DV 防止法」の改正において、保護命令制度の拡充及び保護命令違反の厳罰化などにより、申し立てができる被害者に「自由、名誉、財産に対する脅迫を受けた者」が追加されたほか、保護命令の種類の大規模な拡大や接近禁止命令の有効期間の延長などが定められました。

第 6 次男女共同参画基本計画の策定

国は、令和 8 年（2026 年）3 月に「第 6 次男女共同参画基本計画」を閣議決定し、令和 12 年度（2030 年度）まで、以下の四つを目指すべき社会として、その実現を通じて、男女共同参画社会の形成の促進を図っていくこととしています。

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、国際社会と協調する社会

(参考) 第4次基本計画に関連するSDGs

	1 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
	3 全ての人に健康と福祉を あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
	4 質の高い教育をみんなに 全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
	5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児の能力強化を行う。
	8 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。
	10 人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する。
	16 平和と公正を全ての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
	17 パートナリーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

5 第3次広島市男女共同参画基本計画の達成状況（令和6年度時点）

第3次広島市男女共同参画基本計画（令和3年度(2021年度)～令和7年度(2025年度)）では、五つの基本方針を定め、各施策の推進に取り組みました。基本方針ごとの施策の指標の達成状況（令和6年度時点）は、次のとおりです。

➤ 基本方針1：あらゆる分野における政策・方針の立案及び決定への女性の参画の拡大

指 標	実績		目標 (R7 年度)	達成状況
	計画策定時 (R2 年度)	現状 (R6 年度)		
審議会委員における女性の割合を増やす (データ出典：男女共同参画課)	29.3%	32.1%	40.0%	○
女性委員がいない審議会をなくす (" : 男女共同参画課)	2 審議会	0 審議会	0 審議会	◎
市職員の管理職における女性の割合を増やす (" : 人事課)	15.1%	19.0%	21.0%以上	○
市立学校教員の管理職における女性の割合を増やす (" : 教職員課)	校長：26.0% 教頭：41.2%	校長：38.6% 教頭：41.0%	校長：30.0% 教頭：40.0%	◎
女性地域防災リーダーの割合を増やす (" : 災害予防課)	17.6%	23.3%	20.0%	◎
消防団における女性の中級幹部（分団長・副分団長の階級にある者）の数を増やす (" : 消防団室)	24 人	26 人	27 人	○

※達成状況：「◎：目標達成」「○：改善（計画策定時の実績を上回る）」「×：低下（計画策定時の実績を下回る）」

➤ 基本方針2：働く場における男女共同参画の推進と職業生活と家庭生活等の両立

指 標	実績		目標 (R7 年度)	達成状況
	計画策定時 (R2 年度)	現状 (R6 年度)		
民間企業（従業員数が101人以上の企業）における女性管理職の割合を増やす (データ出典：広島県職場環境実態調査)	14.2%	11.5%	18.0%	×
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、女性活躍の推進に取り組む企業（従業員数が300人以下の企業）を増やす (" : 広島労働局雇用環境・均等室)	101 社	493 社	500 社	○
民間企業における男性の育児休業取得率を上げる (" : 広島県職場環境実態調査)	22.2%	56.2%	30.0%	◎
男女共同参画に積極的に取り組む事業者の数を増やす (広島市男女共同参画推進事業者表彰の表彰事業者数) (" : 男女共同参画課)	65 社	77 社	75 社	◎
働き方を工夫して、労働時間の削減に取り組む人の割合を増やす (" : 広島市市民意識調査)	52.5%	54.2%	52.5%以上	◎
男性が家事・子育て・介護に関わる時間を増やす (年齢を問わず結婚している男性の平日1日当たりの家事・子育て・介護に関わる時間) (" : 広島市市民意識調査)	53 分	50 分	53 分以上	×

市の男性職員の育児休業取得率を上げる 市長事務局等：市長事務局、市選挙管理委員会事務局、 人事委員会事務局、監査事務局、農業委員会事務局、 議会事務局 その他局：消防局、水道局、教育委員会 (" : 給与課)	15.9%	市長事務局等: 68.6% その他局: 41.4%	市長事務局等: 85.0%以上 その他局: 50.0%以上	○
保育園等入園待機児童の解消を図る (" : 幼保給付課)	11人	0人	0人	◎
放課後児童クラブ待機児童の解消を図る (" : 放課後対策課)	40人	47人	0人	×
女性(25歳～44歳)の就業率を高める (" : 総務省「国勢調査」)	76.2%	76.2% (R2年度)	82.0%	— ※1
「家族経営協定」締結農家数を増やす (" : 農政課)	45戸	52戸	50戸	◎

※達成状況：「◎：目標達成」「○：改善（計画策定時の実績を上回る）」「×：低下（計画策定時の実績を下回る）」

※1：「女性(25歳～44歳)の就業率を高める」については、データ出典元である「国勢調査」が5年に1回の実施であり、令和6年度の数値はないため、評価不可。

➤ 基本方針3：安心して暮らせる社会の実現

指 標	実績		目標 (R7年度)	達成状況
	計画策定時 (R2年度)	現状 (R6年度)		
経済的な自立に向けて就業したひとり親世帯を増やす (高等職業訓練促進給付金受給者、母子家庭等就業・自立支援センタ ー及び就労支援窓口登録者のうち、就業した者の割合) (データ出典：こども青少年支援部)	49.8%	50.72%	51.38%	○
「LGBT」の言葉と内容を知っている人の割合を増やす (" : 広島市男女共同参画社会の実現に向けたアンケート調査)	46.7% (H31年度)	64.6%	46.7%以上	◎
がん検診の受診率を上げる (" : 厚生労働省「国民生活基礎調査」)	子宮がん： 44.4% 乳がん：44.8% (H31年度)	子宮がん： 43.0% 乳がん：45.4% (R4年度)	子宮がん： 50.0% 乳がん：50.0%	— ※1

※達成状況：「◎：目標達成」「○：改善（計画策定時の実績を上回る）」「×：低下（計画策定時の実績を下回る）」

※1：「がん検診の受診率を上げる」については、データ出典元である厚生労働省「国民生活基礎調査」が3年に1回の実施であり、令和6年度の数値はないため、評価不可。

➤ 基本方針4：女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者への支援

指 標	実績		目標 (R7年度)	達成状況
	計画策定時 (R2年度)	現状 (R6年度)		
DV被害を受けた人のうち、だれ(どこ)にも相談しなかつ た人の割合を減らす (データ出典：広島市市民意識調査)	29.0%	34.8%	29.0%以下	×
DVの相談窓口を知っている人の割合を増やす (" : 広島市市民意識調査)	女性：58.1% 男性：52.3%	女性：49.5% 男性：45.2%	女性： 58.1%以上 男性： 52.3%以上	×
過去1年以内に暴力を受けた女性被害者の割合を減らす (" : 広島市市民意識調査)	3.8%	4.1%	3.8%以下	×

※達成状況：「◎：目標達成」「○：改善（計画策定時の実績を上回る）」「×：低下（計画策定時の実績を下回る）」

➤ 基本方針 5：男女の人権を尊重する市民意識の醸成

指 標	実績		目標 (R7 年度)	達成状況
	計画策定時 (R2 年度)	現状 (R6 年度)		
社会全体でみた場合の男女の地位が平等になっていると感じる男女それぞれの割合を増やす (データ出典：広島市市民意識調査)	女性：7.7% 男性：17.4%	女性：8.6% 男性：14.7%	女性： 7.7%以上 男性： 17.4%以上	女性：◎ 男性：×
固定的な性別役割分担意識を持たない男女それぞれの割合を増やす (" : 広島市市民意識調査)	女性：74.6% 男性：64.1%	女性：76.7% 男性：63.2%	女性： 74.6%以上 男性： 64.1%以上	女性：◎ 男性：×
全ての人の人権を大切にし、それを日常生活の中で態度や行動に表している市民の割合を増やす (" : 広島市市民意識調査)	73.6%	75.0%	73.6 以上	◎

※達成状況：「◎：目標達成」「○：改善（計画策定時の実績を上回る）」「×：低下（計画策定時の実績を下回る）」

6 計画の基本方針

第4次基本計画では、5年間で重点的に取り組むための五つの基本方針を設定し、各基本方針に沿った基本施策・具体的施策を掲げて展開します。

基本方針	1 あらゆる分野における政策・方針の立案及び決定への女性の参画の拡大
	2 働く場における男女共同参画の推進と職業生活と家庭生活等の両立
	3 安心して暮らせる社会の実現
	4 性犯罪・性暴力を始めあらゆる暴力の根絶と被害者への支援
	5 男女の人権を尊重する市民意識の醸成

国際平和文化都市

世界に輝く平和のまち

国際的に開かれた活力あるまち

文化が息づき豊かな人間性をはぐくむまち



男女共同参画社会の実現

男女の人権が尊重され、対等なパートナーシップに基づき、一人一人が多様な個性や能力を十分に発揮できる『男女共同参画社会』の実現を目指す

市、市民、NPO、
企業等の連携・協働
による取組

第4次広島市男女共同参画基本計画の基本方針

- 1 あらゆる分野における政策・方針の立案及び決定への女性の参画の拡大
- 2 働く場における男女共同参画の推進と職業生活と家庭生活等の両立
- 3 安心して暮らせる社会の実現
- 4 性犯罪・性暴力を始めあらゆる暴力の根絶と被害者への支援
- 5 男女の人権を尊重する市民意識の醸成

【広島市男女共同参画条例】

（前文）

「平和とは紛争や戦争のない状態だけをいうのではない。すべての人が差別や抑圧から解放されて初めて平和といえる。男女においては、性別による差別がなく、対等のパートナーとして責任を分かち合い、個性や能力を十分に発揮できる社会を実現することが必要である。それは、本市が目指す国際平和文化都市に欠かせない要件の一つであり、これまで、各種の取組が行われてきた。」

（基本理念）

- 1 男女の人権尊重
- 2 社会における制度又は慣行への男女共同参画の配慮
- 3 男女の政策又は方針の立案及び決定への共同参画
- 4 男女の家庭における生活と他の活動の両立
- 5 性と生殖に関する健康に関しての男女の人権尊重
- 6 国際社会の動向への留意

第2章 計画の内容

1 施策体系

【基本方針】	【基本施策】	【具体的施策】
1 あらゆる分野における政策・方針の立案及び決定への女性の参画の拡大	(1)市の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 (2)市の関係団体などにおける方針決定過程等への女性の参画の促進 ㊦(3)防災・復興における女性の参画の拡大	①審議会委員等への女性の選任の推進 ②市の女性職員の職域拡大、育成及び登用の推進 ①市の関係団体などにおける女性登用の促進 ②女性の地域活動への参画の支援 ①男女共同参画の視点からの防災活動への参画 ②男女共同参画の視点からの災害対応の推進
2 働く場における男女共同参画の推進と職業生活と家庭生活等の両立 【女性活躍推進法】	(1)働く場における男女共同参画の推進 (2)女性の参画が少ない分野における男女共同参画の推進 (3)多様な就業ニーズを踏まえた就業支援の推進 (4)職業生活と家庭生活等の両立に向けた職場環境の整備 (5)男性にとっての男女共同参画の推進 (6)子育てや介護等の支援の充実	①働く場における男女の均等な機会と待遇の確保及び女性の活躍に向けた取組の促進 ②働く場におけるハラスメントの防止に向けた取組の促進 ①女性の参画が少ない分野への女性の参画促進 ①多様な就業ニーズに対応した就業支援 ②経営の主体となる女性の育成・支援 ①育児・介護休業制度等の定着と柔軟で多様な働き方の促進 ②市役所における職業生活と家庭生活等の両立の推進 ①男性への意識啓発等の推進 ②男性の家庭生活・地域活動への参画を促す取組の推進 ①保育サービス等の充実 ②介護サービス等の充実
3 安心して暮らせる社会の実現 ㊦【困難女性支援法】	㊦(1)生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備 (2)生涯を通じた男女の健康の保持増進対策の推進 (3)性と生殖に関する健康と権利の浸透	①困難な問題を抱える女性への支援の充実 ②ひとり親家庭等への支援の充実 ③高齢者、障害者が安心して暮らせる環境の整備 ④外国人市民への支援の充実 ⑤多様な性のあり方への理解の促進と環境の整備 ①妊娠・出産期の健康の保持増進のための支援 ②更年期・高齢期の健康の保持増進のための支援 ③性差医療の推進 ①啓発の推進
4 性犯罪・性暴力を始めあらゆる暴力の根絶と被害者への支援 ㊦【困難女性支援法】	㊦(1)性犯罪・性暴力を始めあらゆる暴力根絶のための認識の徹底と対応 ㊦(2)配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援の充実 【DV防止法】 (3)セクシュアル・ハラスメントの防止と被害者への支援の充実	①性犯罪・性暴力を始めあらゆる暴力の根絶に向けた対策の推進 ②啓発の推進及び教育・学習の充実 ①配偶者等からの暴力を許さない市民意識の醸成 ②被害者への相談支援の充実 ③被害者の保護体制の充実 ④被害者の自立支援の充実 ⑤関係機関との連携の強化 ①防止対策の推進 ②被害者への支援
5 男女の人権を尊重する市民意識の醸成	(1)互いの人権を尊重し合う教育や啓発の推進 (2)男女共同参画推進拠点施設における取組の推進 (3)男女共同参画の視点からの広報・啓発活動の推進 (4)こどもの頃からの男女共同参画を推進する教育の充実 (5)平和の発信と国際理解・国際協力の推進	①互いの人権を尊重し合う教育や啓発の推進 ①男女共同参画推進センターにおける取組の推進 ①広報・啓発活動の推進と男女共同参画の視点からの適切な表現の徹底 ①就学前・学校教育等における男女共同参画に関する教育の推進 ②家庭における男女共同参画に関する教育の支援 ③性や健康に関する教育・啓発の推進 ①国際社会の動向への理解の推進 ②男女共同参画の視点からの国際交流・協力、平和活動の推進

2 計画の内容

基本方針1

あらゆる分野における政策・方針の立案及び決定への女性の参画の拡大

【基本的な考え方】

あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大は、少子高齢化・人口減少、社会経済情勢の成熟に伴う価値観の多様化が進む中で、様々な視点が確保されることにより、社会経済情勢の変化に対応し、将来にわたって活力のある地域社会を維持することにつながるものです。近年、各分野で女性の参画は着実に進んできているものの、依然として男女が対等な関係性の構築には至っていない状況です。

本市では、条例の基本理念の一つとして、「男女が政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること」を掲げており、政策・方針の立案及び決定への女性の参画の拡大に率先垂範して取り組むため、本市自らが先導役となり、審議会委員への女性の積極的登用や市職員の管理職における女性の登用などを推進します。

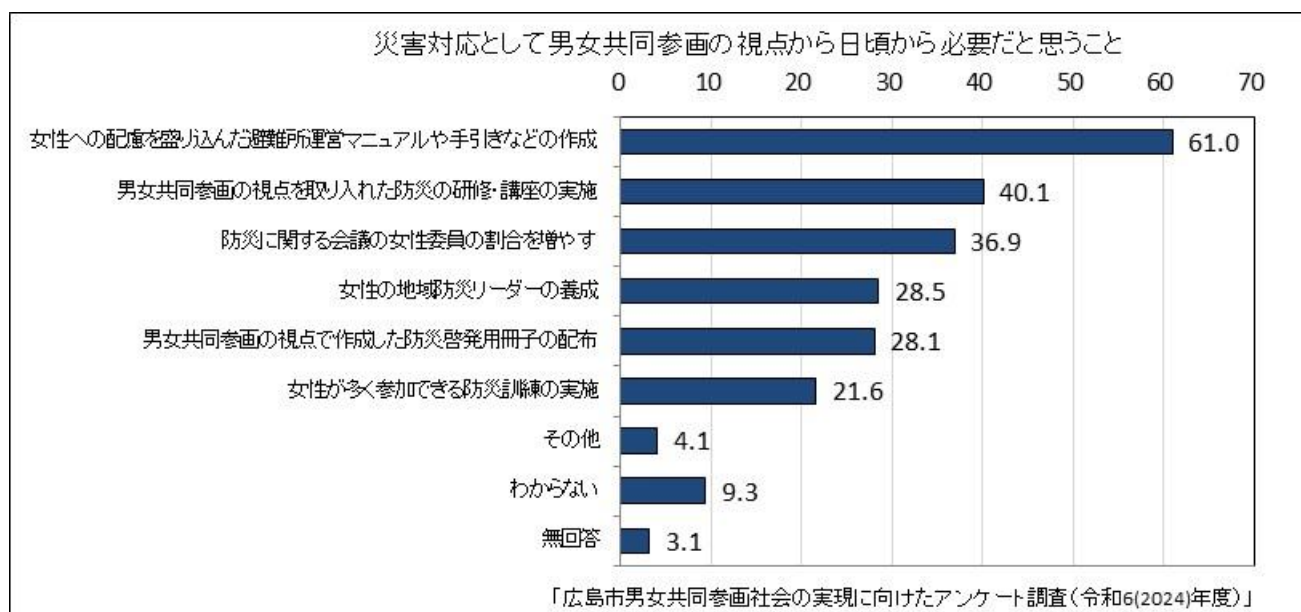
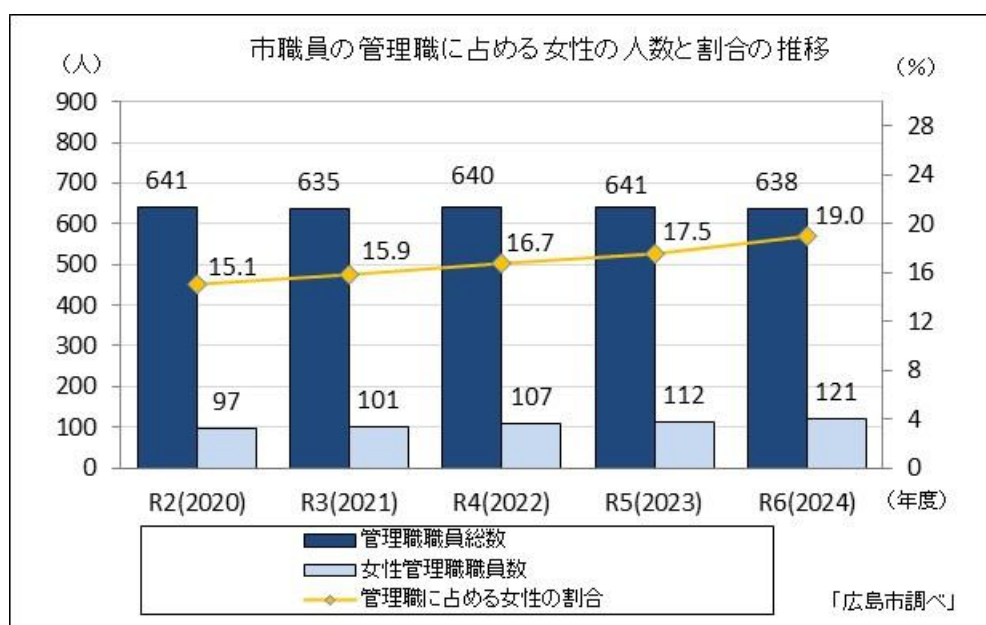
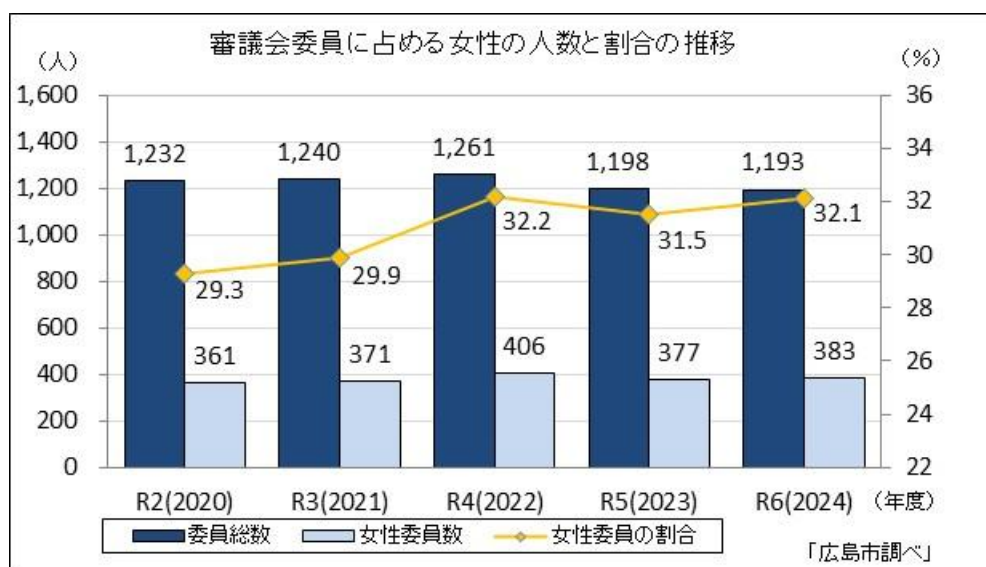
また、近年、全国各地で豪雨や大地震などの大規模災害が頻発しており、本市においても、平成26年（2014年）8月及び平成30年（2018年）7月に甚大な豪雨災害に見舞われたほか、南海トラフ巨大地震などによる大規模な災害の発生が懸念されています。令和6年度（2024年度）に実施した男女共同参画社会の実現に向けたアンケート調査では、災害対応における男女共同参画の視点から必要な取組として、「女性への配慮を盛り込んだ避難所運営マニュアルや手引きの作成」や「男女共同参画の視点を取り入れた防災研修・講座の実施」と回答した人が多く、平常時から男女共同参画の視点に立った備えの重要性が示されています。こうした状況を踏まえ、平常時から女性の視点を生かした防災活動への参画を促進するとともに、災害発生時には避難所運営における意思決定過程への女性の参画を促進するなど、防災・復興分野における女性の参画拡大に重点的に取り組みます。

施策の指標

指 標	現状値 (R6年度)	目標値
審議会委員における女性の割合を増やす	32.1%	40.0%
市職員の管理職における女性の割合を増やす	19.0%	25.0%以上
地域防災リーダーにおける女性の割合を増やす	23.3%	25.2%

関連するSDGs





基本施策 1 市の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

(1) 審議会委員等への女性の選任の推進

女性委員の選任状況に応じて審議会ごとに段階的な目標数値を設定します。また、充て職（特定の職にあることを理由とした選任）や定数の必然性を検討した上での見直し、審議会の設置目的等に応じた公募による委員選任や審議会委員の推薦を依頼する団体等に対し、女性委員の推薦の働き掛けを行うなど、多様な手法を活用しながら、女性委員の選任を計画的かつ積極的に推進します。

また、行政委員会の委員や人権擁護委員などについても、女性委員が選任され、女性の意見が適切に反映されるよう、女性の参画を推進します。

主な取組（事業名）	取組内容（事業内容）
審議会委員選任の際の事前協議 【男女共同参画課】	審議会委員の女性委員の割合が40%を下回る場合は、審議会委員の選任に当たり、審議会所管課から男女共同参画課へ事前協議を行う。

(2) 市の女性職員の職域拡大、育成及び登用の推進

「広島市職員の女性活躍・子育て支援推進プラン」に基づき、女性職員の職域拡大、幅広い職務経験の付与や研修の充実による女性職員の能力向上を図るとともに、先輩女性職員との交流の機会等を通じて、女性職員自身の意識改革も促進します。また、幹部職員等への登用を見据え、個々の女性職員の能力や適性に応じた計画的な育成を進めていきます。

さらに、校長や教頭といった学校管理職の校務負担の軽減を図るとともに、研修の充実を通じて女性教員の育成を進めます。あわせて、女性自身の管理職を目指す意欲を醸成し、校長や教頭への女性の登用を計画的かつ積極的に推進します。

主な取組（事業名）	取組内容（事業内容）
市の女性職員のライン職への配置や職域の拡大 【人事課】	女性職員が管理職に必要な知識や能力を修得できるよう、役職や経験年数に応じたライン職への配置や職域の拡大を進める。
市の女性職員の本庁企画・管理部門への早期配置 【人事課】	女性職員が若いうちから幅広い職務経験を積み、その見識を広めることができるよう本庁の企画・管理部門への早期配置を図る。
ロールモデルとなる女性職員との交流会 【人事課】	女性職員を対象として、ロールモデルとなる先輩女性職員との交流の場を設け、モデル職員による自身のキャリアパス、経験談等の紹介や将来のキャリア等についての相談を行う。
市の女性職員の国、自治大学校等への派遣研修の実施 【人事課、研修センター】	女性職員が若いうちから幅広い職務経験を積み、その見識を広めることができるよう国、自治大学校等への派遣研修を行う。
ダイバーシティに関する職員研修の実施 【研修センター】	性別による固定化された役割分担意識の改革のみならず、多様性の受容に向けて、階層別研修において、ダイバーシティに関する内容の研修を行う。
市の女性職員のキャリア形成支援に関する研修の実施 【研修センター】	女性職員が自らの能力や適性について見つめ直し、将来のキャリアをデザインする研修を行い、自律的なキャリア形成の支援及びキャリアに対する意識の向上を図る。

学校における女性が働きやすい職場環境づくりに向けた子育て支援プラン説明会の実施 【教職員課】	女性教員が働きやすい職場環境づくりのための子育て支援プラン説明会を実施する。
市の女性教員の国等への派遣研修の実施 【教職員課】	女性教員が若いうちから幅広い職務経験を積み、その見識を広めることができるよう国等への派遣研修を行う。

基本施策２ 市の関係団体などにおける方針決定過程等への女性の参画の促進

(1) 市の関係団体などにおける女性登用の促進

市が出資する団体などの関係団体において、方針の立案や意思決定の場に女性がより多く参画するよう、女性の参画の促進に関する情報提供などを行うほか、市が補助金を交付する各種団体に対しては、男女共同参画の推進を図るため、役員への女性登用に向けた働き掛けを行うなど、積極的な取組を促します。

主な取組（事業名）	取組内容（事業内容）
補助金交付団体に対する女性登用推進に向けた働き掛け 【男女共同参画課】	市が補助金を交付する団体に対し、積極的に女性登用を推進することについて直接的な啓発等による働き掛けを行う。

(2) 女性の地域活動への参画の支援

町内会などの地域活動においては、「団体の会長には男性が就き、女性は補助的役職に就く」といった根強く残る男女の固定的役割分担意識の解消を図るため、学習機会の提供や男女共同参画に関する理解を促進するための啓発等により地域活動における方針決定の場への女性の参画の促進を図ります。また、女性団体等に対して、活動場所や内容に関する情報提供や助言などを行い、主体的な活動を支援します。

主な取組（事業名）	取組内容（事業内容）
男女共同参画推進センターにおける女性の活躍推進を図るための講座の開催 【広島市男女共同参画推進センター】	広島市男女共同参画推進センター（ゆいぽーと）において、女性の活躍推進を図るための講座を開催する。
男女共同参画啓発リーフレットの作成 【男女共同参画課】	男女が互いに尊重し合い、性別にかかわらず個性と能力を発揮できる社会の実現を目指すためのリーフレットを作成し、啓発する。
広島市女性団体連絡会議補助 【男女共同参画課】	広島市女性団体連絡会議の取組を支援し、その活動が一層活性化するように、補助を行う。

基本施策３ 防災・復興における女性の参画の拡大

(1) 男女共同参画の視点からの防災活動への参画

広島市防災会議への女性の積極的な登用をはじめ、地域の自主防災組織への女性の参画促進や、女性消防団員の育成・支援などを通じて、地域防災の方針決定過程に男女共同参画の視点を反映させる取組を推進します。

また、男女共同参画の視点を取り入れた防災に関するセミナーや研修会などの実施を通じて、性別等に配慮した防災活動の啓発に取り組むほか、女性等に配慮した備蓄救援物資を選定し、必要かつ十分な物資の備蓄を行います。

主な取組（事業名）	取組内容（事業内容）
女性地域防災リーダーの養成 【災害予防課】	女性地域防災リーダーの養成を促進する。
女性消防団員の育成・支援 【消防団室】	各種研修や訓練への積極的な参加を促し、女性消防団員の育成・支援を行う。
男女共同参画推進センターにおける男女共同参画の視点を取り入れた防災講座の開催 【広島市男女共同参画推進センター】	広島市男女共同参画推進センター（ゆいぽーと）において、男女共同参画の視点を取り入れた防災講座を開催する。
女性等の視点に立った備蓄救援物資の確保 【災害予防課】	女性等に配慮した備蓄救援物資の品目を選定し、必要かつ十分な物資を備蓄する。

(2) 男女共同参画の視点からの災害対応の推進

災害時の支援においては、性別等によって異なるニーズに十分配慮することが求められます。「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」に基づき、避難所運営において、女性の参画を促進することで、女性の意見やニーズをくみ上げ、対応します。具体的には、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の配布は女性が担当するなど、女性の視点を踏まえた災害対応を行うことにより、災害時の困難の軽減を図り、支援の質を高めます。

主な取組（事業名）	取組内容（事業内容）
男女共同参画の視点等を取り入れた指定避難所運営のための支援 【災害予防課、人権啓発課、男女共同参画課】	避難所を開設した際、男女共同参画や性的マイノリティの視点を取り入れた避難所運営を確保するため、必要な指導・支援に努める。

基本方針 2

働く場における男女共同参画の推進と職業生活と家庭生活等の両立

【基本的な考え方】

少子高齢化により労働人口が減少する現在において、性別に関係なく働きたい人が納得した上で、その個性と能力を十分に発揮できる環境の整備や、仕事と育児、介護、地域活動などの生活環境を調和させ、生きがいを感じるようにすることは、将来にわたり活力ある経済や社会を維持し、成長させるためにも大変重要なことです。また、働く場において男女共同参画に係る取組を推進することは、男性も含めた全ての人の就業環境を改善し、さらには、女性も男性も暮らしやすい多様な幸せ（well-being）の実現につながるものです。

こうした中、女性の就労状況については、結婚・出産期に労働力率が一時的に低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する「M字カーブ」は、全国的に解消に向かいつつあります。しかし、その雇用形態を見ると、正規雇用で働く女性の割合は20代後半でピークを迎えた後、低下を続ける「L字カーブ」を描いており、正規雇用の女性が出産・育児などの理由から退職した後に、非正規雇用を選ばざるを得ないケースが依然として多いことがうかがえます。こうした背景としては、「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的な性別役割分担意識が根強く残っていると考えられることから、こうした意識の解消に向けた取組を継続して行っていく必要があります。

また、女性も男性も働くことを希望する全ての人が、育児、介護を始めとしたライフイベントに際し、仕事との両立のしづらさを感じることなく働き続けるためには、働き方改革を推進して、長時間労働を抑制するとともに、ライフステージや個別の事情に応じた多様で柔軟な働き方が実現できるように、その実現に向けては、事業者による男女共同参画の取組を促進していくことが重要です。

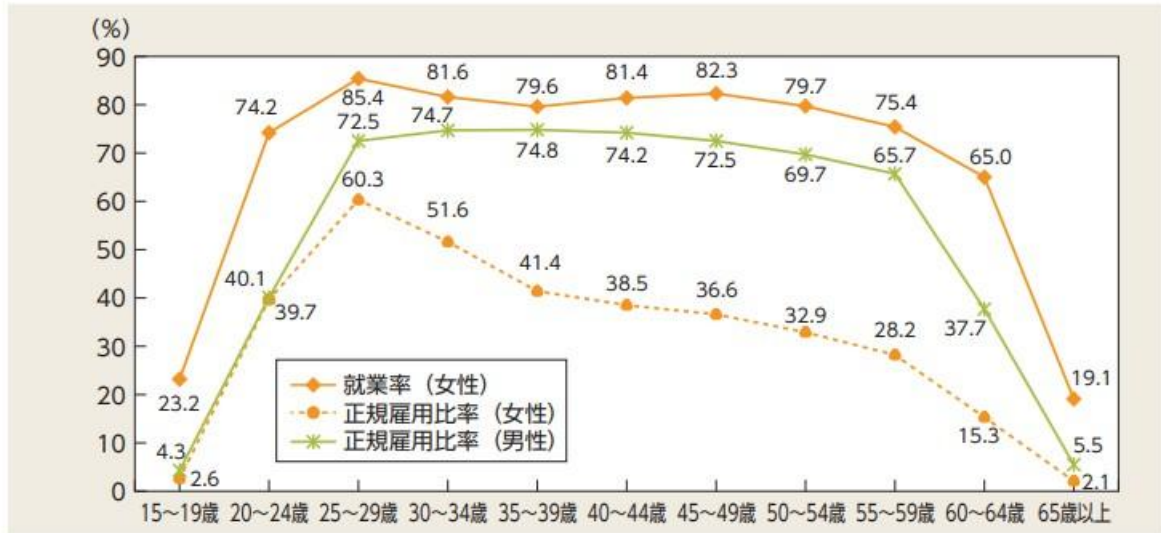
施策の指標

指 標	現状値 (R6年度)	目標値
民間企業（従業員数が101人以上の企業）における女性管理職の割合を増やす	11.5%	24.0%
男女共同参画に積極的に取り組む事業者の数を増やす （広島市男女共同参画推進事業者表彰の表彰事業者数）	77 社	95 社
「えるぼし」認定企業数を増やす	21 社	50 社
企業における男女間賃金格差の解消を図る （広島県内の企業における所定内給与額の男女間格差）	77.7%	80.0%
民間企業における男性の育児休業取得率を上げる	56.2%	85.0%
「くるみん」認定企業数を増やす	43 社	86 社
市の男性職員の育児休業取得率を上げる 市長事務部局等：市長事務部局、市選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局、 農業委員会事務局、議会事務局 その他局：消防局、水道局、教育委員会	市長事務部局等： 68.6%（1週間以上） その他局： 41.4%	市長事務部局等： 85.0%以上（2週間以上） その他局： 85.0%以上
放課後児童クラブ待機児童の解消を図る	47 人	0 人

関連するSDGs

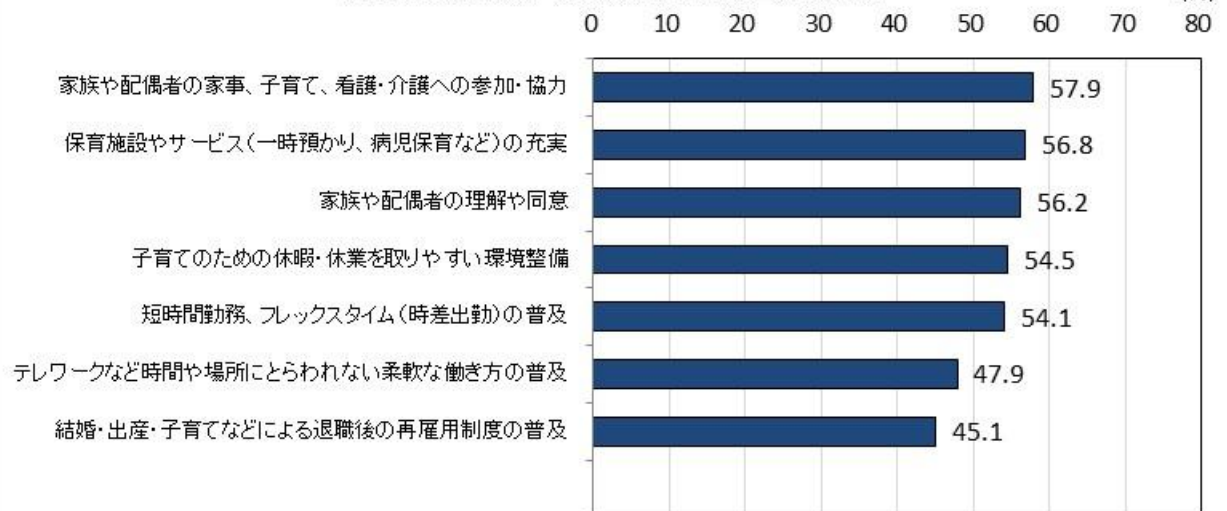


女性の就業率と正規雇用比率(令和6年(2024年))



内閣府「令和7年版 男女共同参画白書」

女性の就労継続、再就職に必要なこと(上位項目)



「広島市男女共同参画社会の実現に向けたアンケート調査(令和6(2024)年度)」

基本施策 1 働く場における男女共同参画の推進

(1) 働く場における男女の均等な機会と待遇の確保及び女性の活躍に向けた取組の促進

働く場における男女の均等な機会及び待遇を確保し、女性の活躍に向けた取組を推進するため、男女雇用機会均等法の遵守の周知・啓発を図るとともに、女性活躍推進に関する数値目標の設定と目標達成に向けた取組、女性の活躍状況に関する情報公表や女性管理職比率の公表など、事業者における女性活躍推進法に基づく取組の支援などに取り組みます。

また、女性活躍推進に取り組む事業者の表彰及び特色ある事例の広報、入札制度における優遇措置などインセンティブの付与、将来的に本市で活躍する女性の人材育成を図るほか、働く女性のライフステージごとの課題に起因する望まない離職を防ぎ、さらに、働く女性が健やかで充実した毎日を送ることができるよう、休暇制度の充実や女性の健康に関する知識の向上など社会的な関心を喚起します。

主な取組（事業名）	取組内容（事業内容）
働く女性のための就労環境整備の推進 【男女共同参画課】	女性が働きやすい就労環境の整備を推進するため、市内企業等に対して、女性活躍推進に関する研修会等を実施する。
女性の就職機会創出事業 【雇用推進課】	人手不足が深刻な中小企業を対象に、女性従業員の雇用や職域拡大等に関するセミナーを開催する。
働く女性・若者のための就労環境整備の推進 【雇用推進課】	女性や若者が働きがいのある安定した仕事を持てるよう、仕事と家庭の両立や職場定着・就業継続等に取り組む中小企業に対し、優良企業の認定制度の運用を行うとともに、女性や若者にとって魅力的な職場環境づくりに積極的な企業の取組事例を紹介・共有する機会の提供等を行う。
事業所等向け男女共同参画支援講座の実施 【男女共同参画課】	市内の事業所等の研修会に専門の講師を派遣し、女性の能力発揮や職域拡大、職業生活と家庭生活の両立など、男女共同参画に関する講座を実施することで、男女共に働きやすい職場環境づくりを支援する。
女子学生等を対象とした女性管理職や女性起業家等のロールモデルの提供 【男女共同参画課】	女子学生等が市内等で就職する意識を醸成し、女性役員の登用や女性起業家の育成につなげるため、市内等で活躍する女性管理職や女性起業家等のロールモデルを大学等の講座に派遣する。
男女共同参画推進事業者の顕彰 【男女共同参画課】	女性の能力発揮や職域拡大、職業生活と家庭生活の両立支援などに積極的に取り組んでいる市内に本社・本店を置く事業者を表彰し、本市ホームページ等を通じてその取組内容を広く紹介することで、他の事業者の意識啓発を図る。
企業等における女性活躍や子育てサポートの推進 【男女共同参画課、こども未来調整課、雇用推進課】	市内企業等の女性活躍や子育てサポートを推進するため、企業の魅力向上や人材確保・定着に役立つ認定制度（えるぼし、くるみん）の取得を促進する。
指定管理者候補選定時の加点 【行政経営課】	指定管理者候補の選定の際の加点（指定管理者制度）
物品・役務、公共工事における入札優遇制度 【物品契約課、工事契約課、技術管理課】	入札制度における加点（物品・委託業務総合評価制度、建設工事総合評価制度）
広島市中小企業融資制度（男女共同参画・子育て支援資金） 【中小企業支援課】	次世代法に基づく一般事業主行動計画を策定し、事業所内託児施設の新設・運営など子育て支援を推進するための取組を行う事業者や、男女共同参画推進事業所顕彰事業等の表彰事業者などに対し、運転資金・設備資金の融資を行う。
女性の健康を支えるための取組の促進 【男女共同参画課、健康推進課】	女性特有の健康課題に対する理解を深めるための周知・啓発を行う。また、フェムテックやフェムケアなど女性に関するイベントを支援する。

(2) 働く場におけるハラスメントの防止に向けた取組の促進

事業者や労働者に対し、ハラスメント（セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等）に関する法令や制度、相談窓口等について周知・啓発を行い、ハラスメントの防止に向けた事業者の取組等を支援します。

主な取組（事業名）	取組内容（事業内容）
事業所等向け男女共同参画支援講座の実施 【男女共同参画課】 ※再掲	市内の事業所等の研修会に専門の講師を派遣し、女性の能力発揮や職域拡大、職業生活と家庭生活の両立など、男女共同参画に関する講座を実施することで、男女共に働きやすい職場環境づくりを支援する。
男女共同参画啓発リーフレットの作成 【男女共同参画課】 ※再掲	男女が互いに尊重し合い、性別にかかわらず個性と能力を発揮できる社会の実現を目指すためのリーフレットを作成し、啓発する。
介護現場におけるハラスメント対策の周知・啓発 【介護保険課】	介護サービス事業者に対して、介護現場におけるハラスメント対策マニュアルや研修の手引き、事例集等の周知・啓発を行う。

基本施策２ 女性の参画が少ない分野における男女共同参画の推進

(1) 女性の参画が少ない分野への女性の参画促進

理工系分野における男女の進学や就労割合は大きな隔たりがあり、その要因としては先行事例の少なさ、女性が働きにくい職場環境、また「女子は数学が得意ではない」等の先入観が挙げられます。

理工系分野を希望する女子高生等が主体的に進路を選択できるよう、「理工系＝男性」といった性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に取り組み、本人だけでなく保護者や教員等の理解促進を図ることで、女子学生・生徒の理工系分野への人材育成を促進します。

また、建設業、製造業や運輸業など、女性の参画が少ない分野において、意識と就労環境を改善するための周知・啓発を図ることで、女性の参画を促進します。

さらに、農家での「家族経営協定」の締結など、自営業における女性の労働に対して、正当な対価が支払われるよう評価の向上を図るとともに、就労環境の整備を進めます。また、自営業者及び家族従業員である女性に対して、男女共同参画についての啓発や情報提供を行います。

主な取組（事業名）	取組内容（事業内容）
理工系分野への女性参画推進に関する啓発の推進 【男女共同参画課】	大学・学校等と連携して、女子中高生等の理工系分野への進路選択を促進するための啓発を行う。
女性の就職機会創出事業 【雇用推進課】 ※再掲	人手不足が深刻な中小企業を対象に、女性従業員の雇用や職域拡大等に関するセミナーを開催する。
男女共同参画啓発リーフレットの作成 【男女共同参画課】 ※再掲	男女が互いに尊重し合い、性別にかかわらず個性と能力を発揮できる社会の実現を目指すためのリーフレットを作成し、啓発する。
男女共同参画推進事業者の顕彰 【男女共同参画課】 ※再掲	女性の能力発揮や職域拡大、職業生活と家庭生活の両立支援などに積極的に取り組んでいる市内に本社・本店を置く事業者を表彰し、本市ホームページ等を通じてその取組内容を広く紹介することで、他の事業者の意識啓発を図る。
物品・役務、公共工事における入札優遇制度 【物品契約課、工事契約課、技術管理課】 ※再掲	入札制度における加点（物品・委託業務総合評価制度、建設工事総合評価制度）
広島市農業経営改善支援センター事業（「家族経営協定」の普及・啓発） 【農政課】	家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就労環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めることを支援する。
「まかせんさい」広島市女性農業士の活動支援 【農政課】	広島市が認定した女性農業士の活動支援を行う。

基本施策３ 多様な就業ニーズを踏まえた就業支援の推進

(1) 多様な就業ニーズに対応した就業支援

就職や再就職を希望する女性等に対し、就職相談窓口において、求職者の特性に合った就業マッチングや就業に向けた個別相談を行います。

また、育児や介護等により就労に時間的・場所的制約がある女性に対し、女性デジタル人材の育成を図るためのセミナーを実施するなど、多様な雇用・就業形態のニーズに対応した就業支援を行います。

主な取組（事業名）	取組内容（事業内容）
若者、女性等に対する就労支援事業 【雇用推進課】	若者、女性、就職氷河期世代等を対象とした就職相談窓口において、就職や転職に向けて、基礎的なＩＴ活用知識を習得するセミナーや伴走型支援を実施する。
女性の就職機会創出事業 【雇用推進課】 ※再掲	人手不足が深刻な中小企業を対象に、女性従業員の雇用や職域拡大等に関するセミナーを開催する。
マザーズハローワークと連携した出張就職・保育相談 【幼保給付課、雇用推進課】	就職活動と保育園等の入所を同時に検討している保護者等を対象に、マザーズハローワークと保育サービスアドバイザーによるセミナーを開催する。また、保育園の入所申請やオープンスペースの利用機会に合わせて就職相談ができるよう、マザーズハローワークの出張相談会を開催する。
男女共同参画推進センターにおける女性の就労支援 【広島市男女共同参画推進センター】	広島市男女共同参画推進センター（ゆいぽーと）において、女性の就労支援に関する相談や講座を開催する。
「女性デジタル人材育成」をテーマにしたセミナー等の実施 【広島市男女共同参画推進センター】	広島市男女共同参画推進センター（ゆいぽーと）において、育児・介護等により就労に時間的・場所的制約がある女性や休職中の女性などを対象に、女性デジタル人材の育成につながるセミナーを実施する。

(2) 経営の主体となる女性の育成・支援

女性の起業促進に向けて、起業についての知識・ノウハウの提供や、事業の立ち上げに必要な支援を行います。

また、女性管理職の多様な交流の場をつくり、異業種間の関係づくりや管理職同士のネットワークづくりを推進します。

主な取組（事業名）	取組内容（事業内容）
創業者向け研修会・セミナーの開催 【企業誘致・創業推進課】	研修会やセミナーを開催することにより、創業するために必要な知識や手続、経営に役立つ知識や支援制度の活用方法などの情報提供を行うとともに、創業予定者が経営手法等を習得できるよう支援し、その後の円滑な創業や事業運営につなげていく。
創業チャレンジ・ベンチャー支援事業 【企業誘致・創業推進課】	広島市内で創業を考えている創業意欲のある方及び市内の中小企業者（創業後３年未満）を募集し、優秀な事業計画に対して、経営、資金の両面から総合的な支援を行う。また、それに先立ち、有望な事業構想を優秀な事業計画へと具現化するため、事業計画作成支援を実施する。

広島市中小企業融資制度（創業支援融資、創業チャレンジ・ベンチャー資金） 【中小企業支援課】	新たに事業を営もうとするもの及び新たに会社を設立して新たに事業を営もうとする中小企業者に対して必要な事業資金を供給することにより、その創業を促進する。
女性のための創業相談 【企業誘致・創業推進課】	広島市中小企業支援センターにおいて、女性のための創業相談窓口を設置し、コーディネーターによる創業に向けた支援を行う。
男女共同参画推進センターにおける女性の創業支援 【広島市男女共同参画推進センター】	広島市男女共同参画推進センター（ゆいぽーと）において、創業に関心がある女性等や創業間もない女性事業者・経営者を対象に、創業までの流れや創業計画書の作成の説明などを行うセミナーを実施する。
女子学生等を対象とした女性管理職や女性起業家等のロールモデルの提供 【男女共同参画課】 ※再掲	女子学生等が市内等で就職する意識を醸成し、女性役員の登用や女性起業家の育成につなげるため、市内等で活躍する女性管理職や女性起業家等のロールモデルを大学等の講座に派遣する。
女性管理職のネットワークの構築 【広島市男女共同参画推進センター】	広島市男女共同参画推進センター（ゆいぽーと）において、女性管理職の交流の場を設け、マネジメントについて学ぶとともに、ネットワークづくりを行う。

基本施策 4 職業生活と家庭生活等の両立に向けた職場環境の整備

(1) 育児・介護休業制度等の定着と柔軟で多様な働き方の促進

男女が共に育児や介護等をしながら働き続けることができるよう、事業者に対して、長時間労働の是正や柔軟な働き方の推進、仕事と家庭の両立支援など、男女ともに働きやすい職場づくりを働き掛けます。

また、労働者に対しても、育児・介護休業制度等の利用促進に向けた広報・啓発活動を展開し、制度の理解と活用を促します。

主な取組（事業名）	取組内容（事業内容）
働く女性のための就労環境整備の推進 【男女共同参画課】 ※再掲	女性が働きやすい就労環境の整備を推進するため、市内企業等に対して、女性活躍推進に関する研修会等を実施する。
働く女性・若者のための就労環境整備の推進 【雇用推進課】 ※再掲	女性や若者が働きがいのある安定した仕事を持てるよう、仕事と家庭の両立や職場定着・就業継続等に取り組む中小企業に対し、優良企業の認定制度の運用を行うとともに、女性や若者にとって魅力的な職場環境づくりに積極的な企業の取組事例を紹介・共有する機会の提供等を行う。
男女共同参画推進事業者の顕彰 【男女共同参画課】 ※再掲	女性の能力発揮や職域拡大、職業生活と家庭生活の両立支援などに積極的に取り組んでいる市内に本社・本店を置く事業者を表彰し、本市ホームページ等を通じてその取組内容を広く紹介することで、他の事業者の意識啓発を図る。
企業等における女性活躍や子育てサポートの推進 【男女共同参画課、こども未来調整課、雇用推進課】 ※再掲	市内企業等の女性活躍や子育てサポートを推進するため、企業の魅力向上や人材確保・定着に役立つ認定制度（えるぼし、くるみん）の取得を促進する。
指定管理者候補選定時の加点 【行政経営課】 ※再掲	指定管理者候補の選定の際の加点（指定管理者制度）
物品・役務、公共工事における入札優遇制度 【物品契約課、工事契約課、技術管理課】 ※再掲	入札制度における加点（物品・委託業務総合評価制度、建設工事総合評価制度）
広島市中小企業融資制度（男女共同参画・子育て支援資金） 【中小企業支援課】 ※再掲	次世代法に基づく一般事業主行動計画を策定し、事業所内託児施設の新設・運営など子育て支援を推進するための取組を行う事業者や、男女共同参画推進事業所顕彰事業等の表彰事業者などに対し、運転資金・設備資金の融資を行う。
男女共同参画啓発リーフレットの作成 【男女共同参画課】 ※再掲	男女が互いに尊重し合い、性別にかかわらず個性と能力を発揮できる社会の実現を目指すためのリーフレットを作成し、啓発する。
子育てサポートサイト「ひろまる」の運営【こども青少年支援部】	広島市あんしん子育てサポートサイト「ひろまる」において、子育て等に関する様々な制度や相談窓口などに関する情報を掲載する。

(2) 市役所における職業生活と家庭生活等の両立の推進

市職員が育児・介護、地域活動などの家庭生活等にも積極的に関わり、仕事以外の時間も充実させることで、職業生活と家庭生活等の両立を図る取組を進めています。特に男性職員の育児休業制度の利用促進に向けては、「広島市職員の女性活躍・子育て支援推進プラン」に基づき、制度の周知や、所属長による対象職員への直接的な働き掛け、働き方改革による職場環境の整備などの取組を行います。

主な取組（事業名）	取組内容（事業内容）
育児休業復帰前講座の実施 【人事課】	職員の育児休業から円滑な復帰及び復帰後の能力発揮に資するよう、育児休業から復帰する職員を対象とした復帰前講座（内容：育児休業から復帰した職員の経験談、直近の市政トピックス、仕事と家庭生活の両立支援相談窓口の紹介など）を実施する。
テレワーク利用の促進 【人事課】	柔軟な働き方を可能にし、育児・介護と仕事の両立を支援するため、テレワークの利用を促進する。
管理職によるワクワク職場宣言の実施 【人事課】	女性職員の活躍や全職員のワーク・ライフ・バランスを実現できる職場を目指し、管理職がその取組を宣言する「ワクワク職場宣言」を行う。
ワーク・ライフ・バランスに資する取組に対する表彰の実施 【人事課】	ワーク・ライフ・バランスに資する取組を積極的に実施した所属・職員に対する表彰を実施し、その取組を周知する。
職員の子育て支援ハンドブックの作成・配布 【給与課】	職員の子育て支援ハンドブックを作成・配布し、各種支援制度の内容やその利用方法等を周知する。
育児支援制度利用プランの作成・提出の徹底 【給与課】	育児支援制度利用プランの作成・提出を徹底し、各種休暇等の利用計画を検討させる。
ワーク・ライフ・バランスに関する職員研修の実施 【研修センター】	職員の意欲を高め能力を十分に発揮できる良好な職場環境づくりを推進するため、ワーク・ライフ・バランスに関する内容の研修を行う。

基本施策 5 男性にとっての男女共同参画の推進

(1) 男性への意識啓発等の推進

「男性は仕事、女性は家庭」といった根強く残る男女の固定的な性別役割分担意識を解消するため、男性にとっての男女共同参画の意義について理解を促進するための学習機会や情報提供の充実を図ります。また、男性であることで感じる社会的重圧や悩み等について、安心して打ち明けることができるよう、相談支援に取り組みます。

主な取組（事業名）	取組内容（事業内容）
事業所等向け男女共同参画支援講座の実施 【男女共同参画課】 ※再掲	市内の事業所等の研修会に専門の講師を派遣し、女性の能力発揮や職域拡大、職業生活と家庭生活の両立など、男女共同参画に関する講座を実施することで、男女共に働きやすい職場環境づくりを支援する。
男性向け男女共同参画啓発リーフレットの作成 【男女共同参画課】	男性の家事や育児、介護、地域活動への参画を促すため、啓発リーフレットを作成し、保育園や子育てオープンスペースなど、こどもがいる世帯の方が手に取りやすい場所を中心に配布する。
男女共同参画推進センターにおける「男性のためのなんでも相談」の実施 【広島市男女共同参画推進センター】	広島市男女共同参画推進センター（ゆいぽーと）において、男性相談員による「男性のためのなんでも相談」を行う。

(2) 男性の家庭生活・地域活動への参画を促す取組の推進

男性が家事、育児、介護などの家庭生活や地域活動に参画することを促進するための学習機会や情報を提供します。また、男性が家事や育児、介護等に前向きに参画できるよう、家族、地域、職場等の周囲の理解を深めるための広報・啓発に取り組みます。

主な取組（事業名）	取組内容（事業内容）
子育てハンドブックの作成 【こども青少年支援部】	子育て中の保護者の不安の解消と負担感の軽減を図るため、本市の子育て支援制度や相談支援機関等に関する情報を網羅した冊子を作成し、配布する。
男性向け男女共同参画啓発リーフレットの作成 【男女共同参画課】 ※再掲	男性の家事や育児、介護、地域活動への参画を促すため、啓発リーフレットを作成し、保育園や子育てオープンスペースなど、こどもがいる世帯の方が手に取りやすい場所を中心に配布する。
事業所等向け男女共同参画支援講座の実施 【男女共同参画課】 ※再掲	市内の事業所等の研修会に専門の講師を派遣し、女性の能力発揮や職域拡大、職業生活と家庭生活の両立など、男女共同参画に関する講座を実施することで、男女共に働きやすい職場環境づくりを支援する。
家族介護教室の開催 【高齢福祉課】	高齢者を介護している家族等が、介護の方法や介護者の健康づくり等の知識と技術を得ることにより、身体的、精神的負担の軽減を図るとともに、介護家族等のリフレッシュ事業を併せて行う。
パパとママの育児教室の開催 【こども青少年支援部】	第一子又は初めて多胎児妊娠中の夫婦を対象に、助産師による育児アドバイスやおむつ交換の模擬体験など育児に関する教室を開催する。

基本施策 6 子育てや介護等の支援の充実

(1) 保育サービス等の充実

育児に関する不安や負担感を解消し、男女が共に仕事と育児を両立させることができるよう、保育園等入園待機児童ゼロの継続のほか、ライフスタイルに対応した多様な保育サービスの提供やこどもの放課後の居場所の確保等、きめ細かな子育て支援策を推進します。

主な取組（事業名）	取組内容（事業内容）
民間保育園整備補助 （待機児童対策分） 【幼保給付課】	地域の保育需要に応じて、民間保育園等の新設・分園・増築整備や幼稚園の認定こども園化、小規模保育事業所の新設などの保育園等の整備に対する補助を行う。
延長保育 【幼保企画課、幼保給付課】	保護者の勤務時間や通勤時間を考慮して、通常（昼間）保育の後、1時間又は2時間の保育を行う。
休日保育 【幼保企画課、幼保給付課】	保護者が勤務しているなどの理由により、休日においても保育が必要な乳幼児の保育を実施する。
一時預かり（預かり保育） 【幼保企画課、幼保給付課】	保護者の労働・傷病等のやむを得ない理由及び保護者の子育てに伴う心理的、肉体的負担を解消する等の私的な理由などにより一時的に保育が必要になった乳幼児の保育を行う。また、幼稚園に入園している幼児を対象に、通常の教育時間の前後や夏休み等の長期休暇期間に保育を行う。
病児・病後児保育 【幼保給付課】	保育園等に通園している乳幼児等が病気の回復期等で集団保育が困難な期間、医療施設等に付設された保育室において一時的に預かる。
乳児等通園支援事業 （こども誰でも通園制度） 【幼保企画課、幼保給付課】	保育園等に通っていない0歳6か月から満3歳未満のこどもを対象に、幼稚園や保育園等において毎月一定時間数の範囲内で受入れを行う。
ファミリー・サポート・センター事業 【こども青少年支援部】	保護者の仕事や急用等の際のこどもの一時預かりや送迎など、子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と援助を行いたい人（提供会員）との間の調整を行うことにより、地域における子育てに関する相互援助活動を促進する。
民間放課後児童クラブ運営費等補助 【放課後対策課】	学校施設の活用等による放課後児童クラブの増設が困難な地区において、民間事業者に対する補助を行う。
きんさい！みんなの保育園事業 （はじめての子育て応援事業） 【幼保企画課、幼保給付課】	初妊婦とその配偶者が安心して出産、子育てができるように地域の身近な保育園等において妊娠期からの継続的な子育て支援を行う。
こども家庭センターの運営 【こども青少年支援部】	育児やこどもの成長・発達の問題などで困ったり悩んだりしている保護者等に対し、家庭相談員や保健師等が相談に応じ、助言等を行うとともに、必要に応じて、家庭訪問等のアウトリーチでの支援を実施する。また、軽微な虐待ケースの対応等を行う。
地域子育て相談機関の設置 【こども青少年支援部】	子育て家庭等の生活状況の把握や不安感・孤立感の解消等の機会を増やすため、地域の身近な場所である公募型の常設オープンスペースなどにおいて、相談に応じるとともに必要な支援情報の提供や助言などを行う。また、困難を抱えている子育て家庭等を把握した場合は、各区のこども家庭センターと連携し、必要な支援につなげていく。
放課後等デイサービス 【障害自立支援課】	就学している障害のあるこどもに対し、授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行う。
特別支援学校放課後対策・いきいき活動事業 【障害自立支援課】	障害児を持つ親の就労支援や、家族の一時的な休息などを目的として、放課後や長期休暇中に、特別支援学校内で児童生徒を預かり、安全な活動の場と有意義な時間を提供する。

(2) 介護サービス等の充実

介護を要する高齢者とその家族を社会全体で支えるため、地域包括支援センター等における適切な相談支援の下、それぞれの状況や希望に応じた介護サービス等の提供を行います。

主な取組（事業名）	取組内容（事業内容）
地域包括支援センター運営事業 【地域包括ケア推進課】	専門の職員（保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等）が、介護予防の支援をはじめ、高齢者の保健・医療・福祉などに関する様々な相談に応じる。
居宅介護（介護予防）サービス等の給付 【介護保険課】	要介護・要支援の認定を受けた介護保険被保険者に対し、保険給付を行う。

基本方針3

安心して暮らせる社会の実現

【基本的な考え方】

令和6年（2024年）4月に施行された「困難女性支援法」では、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性や、そのおそれのある女性が、それぞれ自らの意思を尊重されながら、抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じて最適な支援を受けられるよう、多様な支援を包括的に提供する体制の整備が求められています。

こうした法律の基本理念を踏まえ、本市では、民間団体や様々な関係機関との緊密な連携を図りながら、包括的かつ切れ目のない支援の実施に取り組むとともに、配偶者暴力相談支援センター（DVセンター）の女性相談員を始めとした困難な問題を抱える女性を支援するための人材を育成します。

さらに、ひとり親家庭や高齢者、障害者、外国人市民、性的マイノリティであること等を理由として様々な困難を抱える人々が、安心して暮らすことができるための環境を整備し、正しい理解を広めることにより多様性を尊重する社会の形成に取り組みます。

また、男女が互いの身体の特長や健康課題に対して十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手への尊厳をもって生きることは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提となるものです。特に女性の心身の状態は、年代や月経・妊娠・閉経等に伴う内分泌環境の変化によって大きく変化するという特性があり、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）の視点が重要となります。

これらの観点から、男女ともに自分自身の健康管理及び互いの身体の特長や健康課題に対する理解を促進するため、それぞれの特性に応じた健康の保持増進対策を推進します。

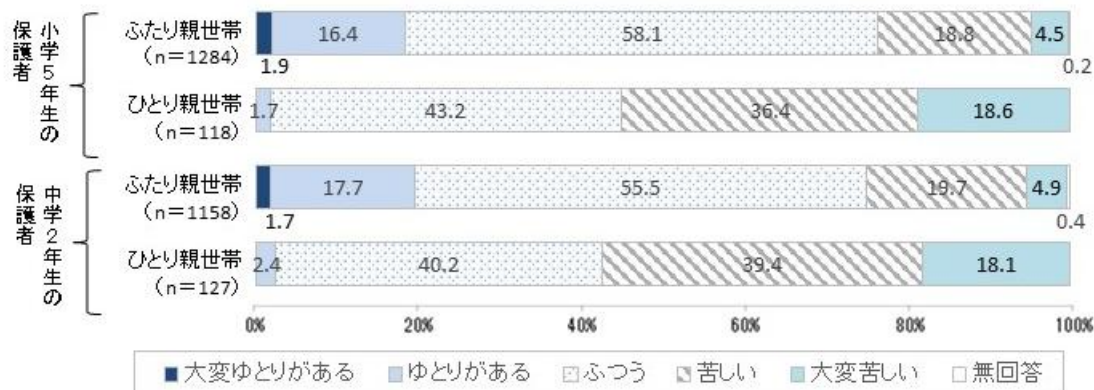
施策の指標

指 標	現状値 (R6年度)	目標値
DVセンターにおける出張相談の件数を増やす (DVセンターで受けた相談のうち、出張相談や関係機関（関係部署）へ同行支援した件数 (年間))	77 件	150 件
経済的な自立に向けて就業したひとり親世帯を増やす (母子家庭等就業・自立支援センター、就労支援窓口及びSNS等を活用したオンライン就業支援事業において職業紹介を受けた者並びに高等職業訓練促進給付金及び自立支援教育訓練給付金の受給者のうち、就業した者の割合)	73.6%	80.0%
がん検診の受診率を上げる	子宮頸がん : 43.0% 乳がん : 45.4% (R4年度)	子宮頸がん : 60.0% 乳がん : 60.0%
20～70歳の女性の骨粗しょう症検診受診率を上げる	5.1%	15.0%

関連するSDGs

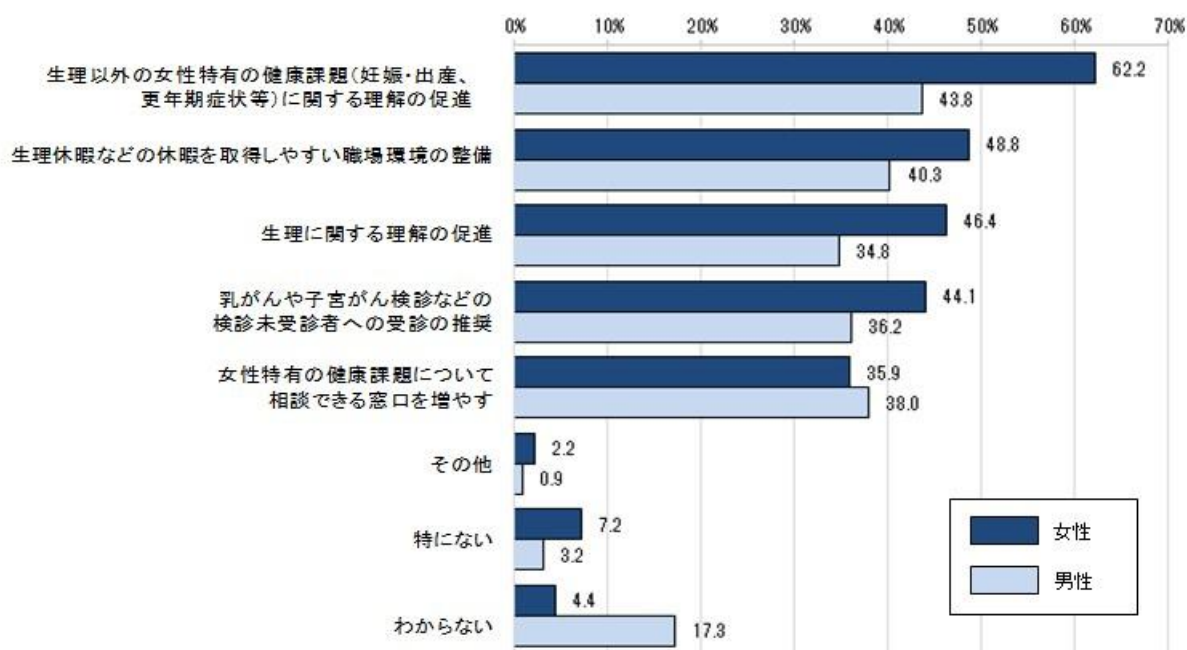


現在の暮らしの状況をどのように感じていますか。



「広島市子どもの生活に関する実態調査(令和5(2023)年度)」

女性特有の健康課題に対してどのような取組が必要だと思いますか。



「広島市男女共同参画社会の実現に向けたアンケート調査(令和6(2024)年度)」

基本施策 1 生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

(1) 困難な問題を抱える女性への支援の充実

女性は、女性であることにより、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性被害により遭遇しやすい状況にあることや、予期せぬ妊娠、不安定な就労状況や男女間賃金格差などに伴う経済的困窮など、様々な困難な問題に直面することが多い状況にあります。「困難女性支援法」の主旨を踏まえ、複合的な困難な問題を抱える女性を支援するため、女性を対象とした各種相談の実施や、相談を受ける職員の資質向上を図るための研修の実施、支援調整会議への参加や、要保護児童対策地域協議会、広島市安全なまちづくり推進協議会等の開催・運営による関係機関等との連携強化を図るとともに、民間団体との協働した支援に取り組みます。また、同じ悩みを抱える仲間が集まって定期的に継続したミーティングを行うなど自主的に支えあう自助グループの活動を支援します。

主な取組（事業名）	取組内容（事業内容）
配偶者暴力相談支援センター（DVセンター）の運営 【男女共同参画課】	女性相談員を配置し、相談者への支援などを行う。
女性相談員による相談の実施 【男女共同参画課】	DVセンターの女性相談員が、DV被害者や困難な問題を抱える女性からの相談に応じ、必要とする支援内容や支援制度を情報提供するとともに、関係部署への同行などの伴走支援を行う。
男女共同参画推進センターにおける「女性のためのなんでも相談」の実施 【広島市男女共同参画推進センター】	広島市男女共同参画推進センター（ゆいぽーと）において、女性相談員による「女性のためのなんでも相談」を行う。
女性相談員研修会の実施 【男女共同参画課】	相談員に対し専門的知識を有するアドバイザーによる助言及びカウンセリングを行うことにより、DV被害者等に対する支援の充実につなげる。
窓口業務に携わる職員等への研修会の実施 【男女共同参画課】	窓口業務に携わる職員等を対象としたDV被害者等への適切な対応や二次被害防止等のための研修を実施する。
支援調整会議への参加 【男女共同参画課】	困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関による情報交換、協議を行う。
要保護児童対策地域協議会の運営 【児童相談所】	医師会、警察、弁護士会、民生委員児童委員協議会等の関係機関で構成する「要保護児童対策地域協議会」において、支援対象児童等に関する情報を共有化するとともに、支援対象児童等の早期発見と適切な保護及び支援に取り組む。
広島市安全なまちづくり推進協議会の開催 【市民安全推進課】	犯罪の起こりにくい安全なまちづくりに関する施策等について、学識経験者、各種団体の関係者などで審議を行う。
重層的支援体制整備事業 【地域共生社会推進課】	地域住民の複雑化・複合化した生活課題に対応するため、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、包括的な相談支援、参加支援、地域づくりの三つの支援を一体的に実施することにより、包括的な支援体制の整備を推進する。
生活困窮者自立相談支援事業 【保護自立支援課】	生活保護に至る前の段階で、様々な課題を抱える生活困窮者の相談に包括的に応じ、各種事業の利用や関係機関との調整等により、自立に向けた継続的な支援を行う。
就労支援窓口における就労支援 【雇用推進課】	全区に就労支援窓口を設置し、生活保護受給者等の就労支援をハローワークとの一体的支援により実施する。
「自助グループ」による居場所づくり支援 【男女共同参画課、広島市男女共同参画推進センター】	困難を抱えた女性等が、体験を分かち合いながら問題解決に向けて自主的に支えあう「自助グループ」の活動を支援する。

(2) ひとり親家庭等への支援の充実

子育てと生計の維持を一人で担っているひとり親家庭の親等は、生活の様々な場面で制約があり、とりわけ多くの母子家庭の母親においては、不安定な就業環境に置かれているなど、経済的にも厳しい状況にあります。このため、ひとり親家庭の親等が子育てや家事と仕事を両立しつつ、自立した生活が送れるよう、就業や子育て・生活、経済的な支援等に取り組みます。

主な取組（事業名）	取組内容（事業内容）
ひとり親家庭等の相談支援事業 【こども青少年支援部】	各区の福祉課に母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭等からの相談への対応や自立に向けた指導・助言を行う。
こども家庭センターの運営 【こども青少年支援部】 ※再掲	育児やこどもの成長・発達の問題などで困ったり悩んだりしている保護者等に対し、家庭相談員や保健師等が相談に応じ、助言等を行うとともに、必要に応じて、家庭訪問等のアウトリーチでの支援を実施する。また、軽微な虐待ケースの対応等を行う。
ひとり親家庭等就業支援事業 【こども青少年支援部】	母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、ひとり親家庭の親等に対し、就労に関する情報提供や相談、職業紹介等を行うとともに、キャリアカウンセラー等によるオンラインでの就業支援を実施する。
自立支援教育訓練給付金事業 【こども青少年支援部】	ひとり親家庭の親の主体的な能力開発の取組を支援するため、教育訓練講座の受講料を支給する。
高等職業訓練促進給付金等事業 【こども青少年支援部】	ひとり親家庭の親の就職の際に有利で、経済的自立に効果的な資格（看護師、介護福祉士、保育士など）の取得を促進するため、給付金を支給する。
ひとり親家庭等日常生活支援事業 【こども青少年支援部】	一時的に日常生活に支障があるひとり親家庭等に対し、家庭生活支援員を派遣し、保育・日常生活の世話等を行う。
ひとり親家庭等地域生活支援事業 【こども青少年支援部】	離婚前後において困難を抱える母子等を対象に、一定期間、母子生活支援施設を活用し、離婚後の住まい・就業の支援や、家庭・生活環境を整えるための支援を行う。
児童扶養手当の支給 【こども青少年支援部】	ひとり親家庭等のこどもの福祉の増進を図るため、18歳までの国内に住む児童を養育している者等に対し、児童扶養手当の支給を行う。
ひとり親家庭等に対する生活応援情報提供事業 【こども青少年支援部】	ひとり親家庭等に対し、民間企業や地域団体が実施する文化、スポーツ等の体験活動への招待やこども食堂の案内等の情報をSNSを活用してブッシュ配信する。
生活困窮者自立相談支援事業 【保護自立支援課】 ※再掲	生活保護に至る前の段階で、様々な課題を抱える生活困窮者の相談に包括的に応じ、各種事業の利用や関係機関との調整等により、自立に向けた継続的な支援を行う。
若者、女性等に対する就労支援事業 【雇用推進課】 ※再掲	若者、女性、就職氷河期世代等を対象とした就職相談窓口において、就職や転職に向けて、基礎的なIT活用知識を習得するセミナーや伴走型支援を実施する。
就労支援窓口における就労支援 【雇用推進課】 ※再掲	全区に就労支援窓口を設置し、生活保護受給者等の就労支援をハローワークとの一体的支援により実施する。

(3) 高齢者、障害者が安心して暮らせる環境の整備

高齢者や障害者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、適切な相談支援体制の下、それぞれの状況や希望に応じた介護、福祉サービス等による支援を行います。

主な取組（事業名）	取組内容（事業内容）
地域包括支援センター運営事業 【地域包括ケア推進課】 ※再掲	専門の職員（保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等）が、介護予防の支援をはじめ、高齢者の保健・医療・福祉などに関する様々な相談に応じる。
居宅介護（介護予防）サービス等の給付【介護保険課】 ※再掲	要介護・要支援の認定を受けた介護保険被保険者に対し、保険給付を行う。
自立支援給付 【障害自立支援課】	障害者総合支援法に基づき、障害者に対し、介護給付や訓練等給付などを行う。
地域生活支援事業 【障害自立支援課】	障害者総合支援法に基づき、障害者に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた事業を行う。

(4) 外国人市民への支援の充実

外国人市民が安心して暮らすことができるよう、情報提供や相談体制の充実を図るとともに、日本語教育の充実を図ります。また、互いの文化や生活の理解が進むよう多文化共生意識の醸成にも取り組みます。

主な取組（事業名）	取組内容（事業内容）
外国人市民向け生活情報提供事業 【国際化推進課】	本市に転入する外国人向けに、日常生活に必要な行政サービスや生活関連情報をまとめた「外国人市民のための生活ガイドブック」を多言語で作成し、ホームページに掲載するとともに、リーフレット版を各区役所、公民館などで配布する。
外国人市民の総合相談窓口の運営 【国際化推進課】	日本語の理解が十分でない外国人市民のために多言語（中国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、英語、フィリピン語）で対応できる相談窓口を安芸郡4町（府中町、海田町、熊野町、坂町）と共同運営し、窓口や電話での生活支援相談、生活関連情報の提供等を行う。
外国人市民の日本語能力向上支援 【国際化推進課】	外国人市民が生活に必要な日本語能力を身に付けることができるよう、日本語教育コーディネーターの配置や日本語講座、文化や習慣等の理解のための講座の開催などを行うとともに、外国人を雇用する企業等からの日本語教育等に関する相談に対応する。
国際フェスタの開催 【国際化推進課】	広島市内の国際交流・協力団体の連携を強化するとともに、市民参加型事業を行い、市民に国際交流・協力活動に親しみ、関心を高めてもらう。
留学生会館まつりの開催 【国際化推進課】	広島市留学生会館に居住している留学生とその家族を中心に留学生会館まつりを開催し、市民と留学生の交流、多文化共生及び異文化理解を促進する。

(5) 多様な性のあり方への理解の促進と環境の整備

多様な性のあり方に関する社会的理解を深めることは、誰もが尊重され、安心して暮らせる社会を実現するために不可欠です。令和5年（2023年）6月に施行された「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」では、性的指向及びジェンダーアイデンティティは性的マイノリティの方々に限らず全ての国民が有するものであることを前提に、全ての国民がお互いの性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会、言い換えれば性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様な在り方を互いに自然に受け入れられるような共生社会の実現に資することを目的としています。性的マイノリティであることによって日常生活の中で困難や悩み、生きづらさを感じている方々が、安心して自分らしく暮らせるよう、国や自治体、教育機関などと連携して啓発等に取り組みます。

主な取組（事業名）	取組内容（事業内容）
人権啓発事業 【人権啓発課】	市民や企業等への意識啓発のため、広島法務局、広島人権擁護委員協議会等と連携し、啓発事業（ヒューマンフェスタなどのイベントの開催や、人権啓発資料の作成・配布等）を実施する。
パートナーシップ宣誓制度 【人権啓発課】	パートナーシップ宣誓制度を実施することにより、性的マイノリティに関する社会的理解の促進と性的マイノリティの方々が安心感を持って生活できる社会の実現をより一層推し進める。
男女共同参画の視点等を取り入れた指定避難所運営のための支援 【災害予防課、人権啓発課、男女共同参画課】 ※再掲	避難所を開設した際、男女共同参画や性的マイノリティの視点を取り入れた避難所運営を確保するため、必要な指導・支援に努める。
幼稚園・学校における人権教育の推進や家庭科教育などの充実 【指導第一課、指導第二課】	子ども達が「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようにするため、幼稚園・学校における人権教育の充実を図るとともに、家庭科や道徳科など、教育活動全体を通じて、児童生徒の発達段階に応じ、男女の平等、男女の相互理解と協力の重要性などを含め、互いの違いや多様性を理解・尊重し、共生・協働する力を育むための学習を実施する。
保育園等における多様性の理解と充実 【幼保企画課】	保育園職員の研修等を通して、性別等による固定観念にとらわれず、互いを認め合い、支えあえる保育環境の中で、すべての子どもたちが自分らしく育つことができるよう意識啓発を図る。

基本施策２ 生涯を通じた男女の健康の保持増進対策の推進

(1) 妊娠・出産期の健康の保持増進のための支援

母子健康手帳交付などの機会を通じて、男女共同参画に関する啓発を行うとともに、妊産婦が安心して出産・産後を迎えられるよう、健康管理に関する情報提供や相談体制の充実を図ります。

主な取組（事業名）	取組内容（事業内容）
妊娠・出産包括支援事業 【こども青少年支援部】	各区のこども家庭センターに母子保健コーディネーターを配置し、助言や情報提供等を行うとともに、産後１年未満の産婦を対象に、本市が委託する訪問介護事業所等からヘルパーを派遣し、産婦の自宅で家事や育児等の支援を行う。
産後ケア事業 【こども青少年支援部】	産後１年未満の産婦を対象に、自宅への助産師の派遣や、本市が委託する産科医療機関等での宿泊や通所により、母体・乳児のケアや育児に関する指導等を行う。

(2) 更年期・高齢期の健康の保持増進のための支援

生活習慣病の予防や健康に関する正しい知識の普及は、更年期や高齢期を健やかに過ごすために重要です。そのため、食生活の改善、適度な運動、禁煙・節酒など、生活習慣の見直しを促す啓発活動を推進します。

主な取組（事業名）	取組内容（事業内容）
健康増進事業 【健康推進課】	心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な保健指導及び助言を行い、生活習慣病の予防を図る。
骨粗しょう症検診の受診勧奨 【健康推進課】	骨粗しょう症検診の受診率を向上させるために、チラシ等の作成や世界骨粗しょう症デーに合わせてライトアップを行う。

(3) 性差医療の推進

性差に応じて安心して医療や検診を受けることのできる環境を整備するとともに、特に受診機会の少ない女性に対して、健康診査の受診機会の充実を図ります。

主な取組（事業名）	取組内容（事業内容）
がん検診の受診勧奨 【健康推進課】	がん検診に対する意識向上を図るため、広報紙、ホームページ、健康教室等において受診を呼びかける。また、特定の年齢に達した市民に対し、がん検診の無料クーポン券等を配布する。
骨粗しょう症検診の受診勧奨 【健康推進課】 ※再掲	骨粗しょう症検診の受診率を向上させるために、チラシ等の作成や世界骨粗しょう症デーに合わせてライトアップを行う。

基本施策３ 性と生殖に関する健康と権利の浸透

(1) 啓発の推進

「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）の視点を重視し、誰もが自分らしく生きられる社会の実現を目指すため、性や健康に関する教育の充実や学習機会の提供を行い、正しい知識を得て認識が深められるように取り組みます。

また、フェムテックを含む情報の提供等に取り組み、男女ともに一人一人が自分の健康を守り育てる意識の醸成を図ります。

主な取組（事業名）	取組内容（事業内容）
思春期保健教育 【健康教育課】	学校において、学習指導要領に基づき、体育科等の保健の授業を通じて、発達段階に応じた学習を実施する。
学生・若者を対象としたライフデザインセミナー等の開催 【こども未来調整課】	学生・若者が個人の自己実現を図り、自分らしく自立した社会生活を送ることができるよう、ライフデザイン（将来設計）に関する学びの機会や知識等の提供を行う。
男女共同参画推進センターにおける生理講座等の開催 【広島市男女共同参画推進センター】	広島市男女共同参画推進センター（ゆいぽーと）において、男性のための「生理講座」などを開催し、女性の生理や更年期障害について基本的な知識を学ぶ講義を行う。
女性の健康を支えるための取組の促進 【男女共同参画課、健康推進課】 ※再掲	女性特有の健康課題に対する理解を深めるための周知・啓発を行う。また、フェムテックやフェムケアなど女性に関するイベントを支援する。
性と健康に関する相談 【健康推進課、こども青少年支援部】	各区地域支えあい課において、性別を問わず、思春期・妊娠や出産・不妊や不育・婦人科や泌尿器科の病気・更年期の悩みなど、健康に関する相談に応じる。
男女共同参画推進センターにおける「女性のためのなんでも相談」の実施 【広島市男女共同参画推進センター】 ※再掲	広島市男女共同参画推進センター（ゆいぽーと）において、女性相談員による「女性のためのなんでも相談」を行う。

基本方針 4

性犯罪・性暴力を始めあらゆる暴力の根絶と被害者への支援

【基本的な考え方】

性犯罪・性暴力、配偶者等への暴力、ストーカー行為、セクシュアルハラスメント等は、個人の尊厳を踏みにじり、安全で安心な暮らしを妨げる大きな要因となることから、これらのジェンダーに基づく暴力の根絶は男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

近年では、こどもや若者に対する性犯罪・性暴力等の被害が深刻化しており、デジタル化の進展やSNSなどのコミュニケーションツールの広がりに伴い、リベンジポルノやデジタル性暴力、オンラインでのハラスメントなど、被害の形態は一層多様化しています。こうした新たな形態の暴力に対しても、迅速かつ的確に対応していく必要があります。

また、令和6年度（2024年度）に実施した男女共同参画社会の実現に向けたアンケート調査では、過去5年間に配偶者や交際相手から暴力を受けた経験があると回答した人が全体の14%に上りました。被害者は女性のみならず、男性の被害者も少なくないことから、性別を問わずあらゆる暴力を容認しない姿勢を示していくことが重要になります。

性暴力・性犯罪を始めとするあらゆる暴力の根絶に向けては、特に若い世代からの理解の促進が重要であり、若年層にとっての身近なSNSなどのデジタルメディアを活用するなど、暴力の根絶に向けた啓発や正しい知識の普及に重点的に取り組んでいきます。また、被害者が一人で悩みを抱え込むことがなく、安心して身近な相談窓口相談できるよう、相談窓口の周知・徹底を図るとともに、関係機関の連携を強化して、被害者への支援に取り組んでいきます。

施策の指標

指 標	現状値 (R6 年度)	目標値
DVの相談窓口を知っている人の割合を増やす	女性：49.5% 男性：45.2%	女性：60.0% 男性：55.0%
「デートDV」の言葉と内容を知っている若者の割合を増やす	52.8%	60.0%

関連するSDGs



あなたはこの5年間で配偶者や交際相手からの暴力(身体的暴力に加えて、大声で怒鳴る、無視する等の精神的暴力や生活費を渡さない等の経済的暴力も含む)を経験したことはありますか。

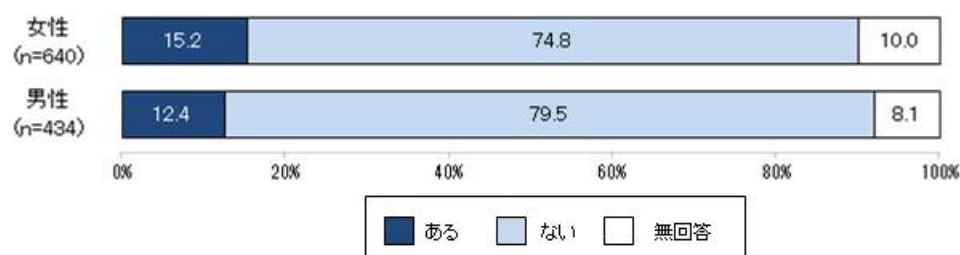


「広島市男女共同参画社会の実現に向けたアンケート調査(令和6年(2024)年度)」

(備考)

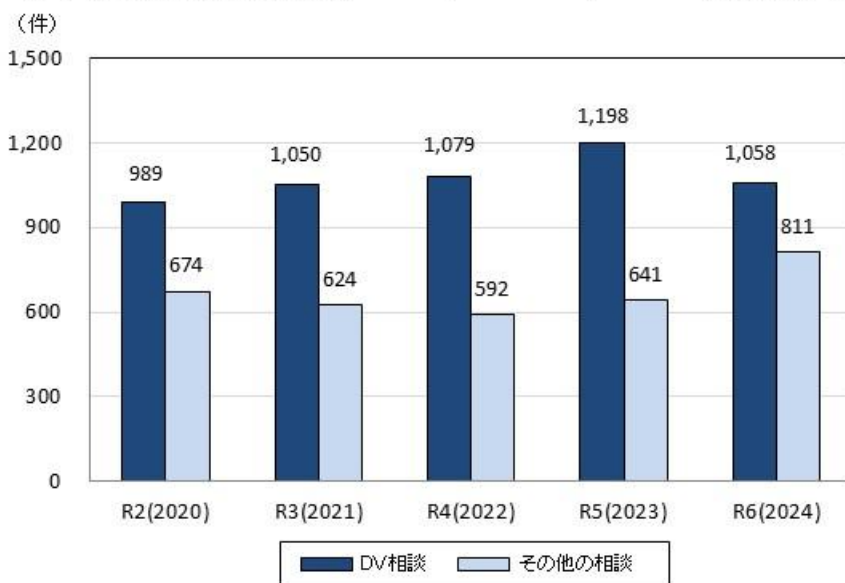
暴力行為のうち、「不機嫌になる・無視したことがある」の選択割合は、令和6年度調査で新規に追加

この5年間で配偶者や交際相手からの暴力を経験したことがあると回答した人の性別



「広島市男女共同参画社会の実現に向けたアンケート調査(令和6(2024)年度)」

広島市配偶者暴力相談支援センター(DVセンター)における相談件数の推移



「広島市調べ」

基本施策 1 性犯罪・性暴力を始めあらゆる暴力根絶のための認識の徹底と対応

(1) 性犯罪・性暴力を始めあらゆる暴力の根絶に向けた対策の推進

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を踏みにじる悪質な犯罪です。また、同意のない性的な行為は、性暴力であり、年齢・性別にかかわらず起こりうる重大な人権侵害です。「性的同意」に関する理解を深めるための啓発に取り組むとともに、性犯罪・性暴力被害者のため、性被害ワンストップセンターひろしまを始めとした相談機関と連携して、相談支援を実施します。

さらに、犯罪による被害を受けた方や暴力による悩みを抱える方が安心して暮らすことができるよう、相談機関の周知を徹底するとともに、相談体制の充実を図ります。

主な取組（事業名）	取組内容（事業内容）
デートDV防止対策 【男女共同参画課】	デートDVに対する正しい理解と予防啓発を目的とした内容のリーフレットを作成し、市内の高校、大学等に配布する。
犯罪被害者等総合相談 【市民安全推進課】	犯罪被害者等からの相談や問合せに対し、庁内関係課の各種支援制度の案内を行うとともに、必要に応じて庁外関係機関、団体に関する情報提供や橋渡しなどを行う。
配偶者暴力相談支援センター（DVセンター）の運営 【男女共同参画課】 ※再掲	女性相談員を配置し、相談者への支援などを行う。
女性相談員による相談の実施 【男女共同参画課】 ※再掲	DVセンターの女性相談員が、DV被害者や困難な問題を抱える女性からの相談に応じ、必要とする支援内容や支援制度を情報提供するとともに、関係部署への同行などの伴走支援を行う。
男女共同参画推進センターにおける「女性のためのなんでも相談」の実施 【広島市男女共同参画推進センター】 ※再掲	広島市男女共同参画推進センター（ゆいぽーと）において、女性相談員による「女性のためのなんでも相談」を行う。
男女共同参画推進センターにおける「男性のためのなんでも相談」の実施 【広島市男女共同参画推進センター】 ※再掲	広島市男女共同参画推進センター（ゆいぽーと）において、男性相談員による「男性のためのなんでも相談」を行う。
広島市安全なまちづくり推進協議会の開催 【市民安全推進課】 ※再掲	犯罪の起こりにくい安全なまちづくりに関する施策等について、学識経験者、各種団体の関係者などで審議を行う。

(2) 啓発の推進及び教育・学習の充実

性犯罪・性暴力、リベンジポルノ、売買春、ストーカー行為など、あらゆる暴力を許さない社会の実現に向け、啓発活動を積極的に推進します。

また、暴力の予防と根絶のための基盤づくりとして、若年層に対して、SNS等を活用したデートDV防止のための予防啓発の拡充、教育・学習の充実を図ります。

さらに、こどもの見守り活動など地域におけるこどもの安全対策に取り組むほか、インターネット上での性的な暴力やハラスメントの加害者にも被害者にもならないために、ICTリテラシーやメディア・リテラシーの向上を目的とした取組を推進します。

主な取組（事業名）	取組内容（事業内容）
「女性に対する暴力をなくす運動」の実施 【男女共同参画課】	チラシをセットにした啓発用品を女性団体と連携して街頭で配布する。 また、運動期間中に合わせてパープルライトアップを行う。
「減らそう犯罪」推進事業 【市民安全推進課】	区民大会や公民館での防犯講習会の開催、防災情報メールや市の公式LINEによる不審者情報等の提供、市立中学校での犯罪被害等防止教室の実施、防犯活動団体への防犯資機材の提供、一家一事業所一点灯運動の推進などの取組を行い、市民、事業者及び行政が連携・協働して、犯罪の起こりにくい安全なまちづくりを推進する。
SNSを活用した男女共同参画に係る啓発事業 【男女共同参画課】	若年層が気軽に読むことができる漫画による男女共同参画に関するテーマの啓発コンテンツを作成し、男女共同参画課の公式Instagramや本市がアカウントを持つSNS（LINE、X）に掲載することにより、男女共同参画に係る啓発を図る。
デートDV防止対策 【男女共同参画課】 ※再掲	デートDVに対する正しい理解と予防啓発を目的とした内容のリーフレットを作成し、市内の高校、大学等に配布する。
中学生向け男女共同参画啓発冊子の作成【男女共同参画課】	啓発冊子を市内の中学校に配布し、授業やホームルームの時間を通じて活用することで、男女共同参画について、若年層からの意識啓発を図る。
安全教育推進事業 【健康教育課】	学校において、日常生活で起こる事件・事故や様々な自然災害に関する安全教育の推進を図る。
こどもの安全対策推進事業 【健康教育課】	地域におけるこどもの見守り活動の促進等に取り組む。
犯罪被害等防止教室 【市民安全推進課】	中学校で開催する犯罪被害防止教室の中で、デジタル性犯罪の防止に向けた講義を行う。

基本施策２ 配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援の充実

(1) 配偶者等からの暴力を許さない市民意識の醸成

DVは、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり決して許されるものでなく、それが社会的な問題であるという認識を徹底し、広く浸透させる必要があります。そのため、DVに関する正しい知識を広め、暴力を許さない社会的風土の醸成を図ります。

また、被害者の早期発見と早期対応を可能とするため、DVに関する通報や相談窓口を、民生委員・児童委員等を始め広く市民に周知するとともに、デートDVの防止や将来のDVの防止を図るには、若い世代に対する教育や啓発が有効であることから、SNSを活用した啓発を行うなど、若年層を中心とした周知・啓発に取り組みます。

主な取組（事業名）	取組内容（事業内容）
「女性に対する暴力をなくす運動」の実施 【男女共同参画課】 ※再掲	チラシをセットにした啓発用品を女性団体と連携して街頭で配布する。 また、運動期間中に合わせてパープルライトアップを行う。
DV防止啓発に係る広告掲載 【男女共同参画課】	DV防止についての啓発及び相談窓口の周知を目的として商店街においてアーケード幕を掲出し、男女問わず様々な年代の市民に向けた啓発を図る。
DV防止対策に関する市民向けセミナーの実施 【男女共同参画課】	女性団体などからなる「広島市女性団体連絡会議（広島WENET）」主催によるDV防止対策等に関するセミナーを支援する。
DV防止啓発リーフレット等の作成 【男女共同参画課】	DVに対する認識の浸透、徹底を図るとともに、DV相談窓口を周知するため、DV防止啓発リーフレット及びDV被害者支援携帯用カード等を作成・配布する。
SNSを活用した男女共同参画に係る啓発事業 【男女共同参画課】 ※再掲	若年層が気軽に読むことができる漫画による男女共同参画に関するテーマの啓発コンテンツを作成し、男女共同参画課の公式Instagramや本市がアカウントを持つSNS（LINE、X）に掲載することにより、男女共同参画に係る啓発を図る。
デートDV防止対策 【男女共同参画課】 ※再掲	デートDVに対する正しい理解と予防啓発を目的とした内容のリーフレットを作成し、市内の高校、大学等に配布する。
中学生向け男女共同参画啓発冊子の作成 【男女共同参画課】 ※再掲	啓発冊子を市内の中学校に配布し、授業やホームルームの時間を通じて活用することで、男女共同参画について、若年層からの意識啓発を図る。

(2) 被害者への相談支援の充実

DVセンターにおいて、性別や国籍・障害の有無等を問わず、DV被害者からの相談に応じるとともに、被害者の状況により必要に応じて弁護士による法律相談や臨床心理士によるカウンセリングを実施します。

また、DV関係機関相互の連携を図り、DVの防止から被害者への適切な支援の取組を推進するため、広島市DV対策関係機関連絡会議を開催し、情報交換・情報共有や事例検討等を行います。

さらに、相談員の知識や技術の向上を図るため、定期的に研修を受講するとともに、相談員自身が二次受傷（被害者から深刻な被害状況等について多くの話を聞くうちに、自ら同様の心理状態に陥ること）などにより心の問題を抱えることがないように、スーパーバイザー等による相談員の研修を実施します。

このほか、DV被害者からの相談を受ける機会が多い窓口業務に携わる職員や福祉関係職員等を対象に、DVの特性の理解や、相談窓口におけるDV被害者への適切な対応、二次的被害（相談や保護等の過程において、DVの特性や被害者の置かれた立場を理解しない職務関係者の不適切な言動で更に傷つくこと）の防止などを目的とした研修を実施します。

主な取組（事業名）	取組内容（事業内容）
配偶者暴力相談支援センター（DVセンター）の運営 【男女共同参画課】 ※再掲	女性相談員を配置し、相談者への支援などを行う。
女性相談員による相談の実施 【男女共同参画課】 ※再掲	DVセンターの女性相談員が、DV被害者や困難な問題を抱える女性からの相談に応じ、必要とする支援内容や支援制度を情報提供するとともに、関係部署への同行などの伴走支援を行う。
DV専門法律相談事業 【男女共同参画課】	DV被害者等に対し、弁護士によるDVに関連する法律相談を実施する。
DVカウンセリング事業 【男女共同参画課】	DV被害者等に対し、臨床心理士によるカウンセリングを実施する。
DV対策関係機関連絡会議の開催 【男女共同参画課】	DV対策関係機関連絡会議を開催し、広島市域のDV対策関係機関による情報交換、協議等を行う。
女性相談員研修会の実施 【男女共同参画課】 ※再掲	相談員に対し専門的知識を有するアドバイザーによる助言及びカウンセリングを行うことにより、DV被害者等に対する支援の充実につなげる。
窓口業務に携わる職員等への研修会の実施 【男女共同参画課】 ※再掲	窓口業務に携わる職員等を対象としたDV被害者等への適切な対応や二次被害防止等のための研修を実施する。

（3）被害者の保護体制の充実

被害者の状況から一時保護が必要な場合、DVセンター等から県の女性相談支援センターに保護を依頼し、被害者と女性相談支援センターへ同行して支援するほか、県の女性相談支援センターでの一時保護が困難な場合は、宿泊等を含む緊急的な一時保護を実施するなど、被害者の安全確保に努めます。

また、被害者の生命又は身体の安全を確保するのに有効な保護命令制度については、令和6年（2024年）4月に、申立てができる被害者の拡大や保護命令の種類の拡大、命令の有効期間の延長、保護命令違反に対する罰則が厳罰化されており、DVセンターにおいては、こうした情報提供や保護命令の申立てについての助言、書面作成支援や地方裁判所への同行支援を行います。

さらに、被害者保護の観点から、関係機関が連携して住民基本台帳の閲覧等の制限など被害者の個人情報管理を徹底します。

主な取組（事業名）	取組内容（事業内容）
DV被害者の緊急時における一時保護 【男女共同参画課】	面接相談等により緊急一時保護が必要だと判断した場合、県や民間シェルターへ一時保護を依頼する。
民間シェルター支援 【男女共同参画課】	民間シェルターの運営の安定を図るため、運営費を助成する。
保護命令制度の利用支援 【男女共同参画課】	加害者に対して接近禁止等を行う保護命令制度の情報提供や、裁判所へ提出する申立書の作成援助、裁判所への同行等の支援を実施する。
住民基本台帳の閲覧等の制限 【区政課】	被害者の情報を保護するため、住民基本台帳の閲覧等の制限を行う。また、被害者の安全の確保のため、被害者支援に関わる関係機関などに対し、被害者及びその関係者に関する情報管理を徹底する。

(4) 被害者の自立支援の充実

DV被害者は、暴力による心身の傷だけでなく、居住場所の確保や経済的困窮、こどもの養育など、複合的な困難を抱えることが少なくありません。こうした状況からの回復と自立を支えるため、住居の確保や就労支援、生活資金の支援をはじめ、こどもの養育を含めた生活全般に関する相談や助言を行い、被害者一人一人の状況に応じた、きめ細かな支援を進めます。

主な取組（事業名）	取組内容（事業内容）
母子生活支援施設入所措置 【こども青少年支援部】	母子家庭等の自立に向けて、母と子どもを共に母子生活支援施設に保護し、生活支援、住宅支援、教育支援、就職支援等を行う。
身元保証人確保対策事業 【こども青少年支援部】	児童養護施設、母子生活支援施設等への入所等をしている子ども又は女性に対し、安心して大学進学や就職、アパート等を賃借することができるよう、身元保証人を確保するための保険料を負担する。
市営住宅入居に係る優遇措置の実施 【住宅政策課】	市営住宅入居に係る優遇措置に加え、緊急の住宅確保要望に対応するため、市営住宅の一時使用許可を行う。
ひとり親家庭等就業支援事業 【こども青少年支援部】 ※再掲	母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、ひとり親家庭の親等に対し、就労に関する情報提供や相談、職業紹介等を行うとともに、キャリアカウンセラー等によるオンラインでの就業支援を実施する。
自立支援教育訓練給付金事業 【こども青少年支援部】 ※再掲	ひとり親家庭の親の主体的な能力開発の取組を支援するため、教育訓練講座の受講料を支給する。
高等職業訓練促進給付金等事業 【こども青少年支援部】 ※再掲	ひとり親家庭の親の就職の際に有利で、経済的自立に効果的な資格（看護師、介護福祉士、保育士など）の取得を促進するため、給付金を支給する。
犯罪被害者等見舞金支給事業 【市民安全推進課】	犯罪被害者等への応急的な経済的支援として、見舞金を支給する。ただし、犯罪被害者等と加害者との間に親族関係が破綻していたと認められる事情がある場合に限る。
犯罪被害者等日常生活等支援事業 【市民安全推進課】	犯罪被害により日常生活等に支障が生じている犯罪被害者等に対して日常生活等支援に要する費用を助成する。ただし、犯罪被害者等と加害者との間に親族関係が破綻していたと認められる事情がある場合に限る。
ひとり親家庭等の相談支援事業 【こども青少年支援部】 ※再掲	各区の福祉課に母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭等からの相談への対応や自立に向けた指導・助言を行う。
こども家庭センターの運営 【こども青少年支援部】 ※再掲	育児やこどもの成長・発達の問題などで困ったり悩んだりしている保護者等に対し、家庭相談員や保健師等が相談に応じ、助言等を行うとともに、必要に応じて、家庭訪問等のアウトリーチでの支援を実施する。また、軽微な虐待ケースの対応等を行う。
ひとり親家庭等日常生活支援事業 【こども青少年支援部】 ※再掲	一時的に日常生活に支障があるひとり親家庭等に対し、家庭生活支援員を派遣し、保育・日常生活の世話等を行う。

(5) 関係機関との連携の強化

DV被害者に対する相談支援や保護体制・自立支援の充実を図るには、DVセンターと警察、女性相談支援センター、児童相談所、福祉事務所など関係する機関で支援制度等の情報の共有化を図り、切れ目のない支援が行えるよう、連携を強化する必要があります。

このため、DVセンターにおいて、相談者の状況に応じた適切な機関の紹介を行うとともに、必要に応じて同行支援を行うなど、DV被害者の負担の軽減と円滑な支援の実施に取り組みます。

また、DV対策関係機関連絡会議を開催し、関係機関相互の情報交換・情報共有や事例検討等を行うほか、DVと児童虐待に密接な関連がある状況を踏まえて、DVセンターの要保護児童対策地域協議会への参加など、DVセンターと児童相談所のより一層の連携強化を図ります。

さらに、DVの加害者、傍観者とならないために、若年層への教育や啓発を行うとともに、DV加害者を対象としたDV相談窓口等の周知を行うなど、加害防止にも取り組んでいきます。

主な取組（事業名）	取組内容（事業内容）
配偶者暴力相談支援センター（DVセンター）の運営 【男女共同参画課】 ※再掲	女性相談員を配置し、相談者への支援などを行う。
女性相談員による相談の実施 【男女共同参画課】 ※再掲	DVセンターの女性相談員が、DV被害者や困難な問題を抱える女性からの相談に応じ、必要とする支援内容や支援制度を情報提供するとともに、関係部署への同行などの伴走支援を行う。
DV対策関係機関連絡会議の開催 【男女共同参画課】 ※再掲	DV対策関係機関連絡会議を開催し、広島市域のDV対策関係機関による情報交換、協議等を行う。
要保護児童対策地域協議会の運営 【児童相談所】 ※再掲	医師会、警察、弁護士会、民生委員児童委員協議会等の関係機関で構成する「要保護児童対策地域協議会」において、支援対象児童等に関する情報を共有化するとともに、支援対象児童等の早期発見と適切な保護及び支援に取り組む。
SNSを活用した男女共同参画に係る啓発事業 【男女共同参画課】 ※再掲	若年層が気軽に読むことができる漫画による男女共同参画に関するテーマの啓発コンテンツを作成し、男女共同参画課の公式Instagramや本市がアカウントを持つSNS（LINE、X）に掲載することにより、男女共同参画に係る啓発を図る。
デートDV防止対策 【男女共同参画課】 ※再掲	デートDVに対する正しい理解と予防啓発を目的とした内容のリーフレットを作成し、市内の高校、大学等に配布する。
中学生向け男女共同参画啓発冊子の作成 【男女共同参画課】 ※再掲	啓発冊子を市内の中学校に配布し、授業やホームルームの時間を通じて活用することで、男女共同参画について、若年層からの意識啓発を図る。
「減らそう犯罪」推進事業 【市民安全推進課】 ※再掲	区民大会や公民館での防犯講習会の開催、防災情報メールや市の公式LINEによる不審者情報等の提供、市立中学校での犯罪被害等防止教室の実施、防犯活動団体への防犯資機材の提供、一家一事業所一点灯運動の推進などの取組を行い、市民、事業者及び行政が連携・協働して、犯罪の起こりにくい安全なまちづくりを推進する。

基本施策３ セクシュアル・ハラスメントの防止と被害者への支援の充実

(1) 防止対策の推進

セクシュアル・ハラスメントは、上下関係に基づく影響力を背景とする性犯罪等の犯罪となる重大な人権侵害を含む行為であり、個人の尊厳や人格を傷つけるものです。セクシュアル・ハラスメントに関する認識を深め、その行為を防止するため、事業者や労働者に対して啓発や情報提供を行います。

また、本市におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向け、職員や教員を対象とした研修の充実を図るとともに、適切な指導を徹底します。

主な取組（事業名）	取組内容（事業内容）
事業所等向け男女共同参画支援講座の実施 【男女共同参画課】 ※再掲	市内の事業所等の研修会に専門の講師を派遣し、女性の能力発揮や職域拡大、職業生活と家庭生活の両立など、男女共同参画に関する講座を実施することで、男女共に働きやすい職場環境づくりを支援する。
セクシュアル・ハラスメント等の防止に関する職員研修の実施 【人事課、研修センター】	毎年、全職員対象に実施する公務員倫理に関する研修において、セクハラ防止等の研修を行う。
セクシュアル・ハラスメント等の防止に関する教職員研修の実施 【教育センター】	中堅教諭等資質向上研修において、セクハラ防止等の研修を実施する。

(2) 被害者への支援

セクシュアル・ハラスメントに関する相談窓口を周知するとともに、労働局など関係機関と連携することにより、セクシュアル・ハラスメントの被害者を支援するための相談体制の整備・充実に向けた取組を推進します。

主な取組（事業名）	取組内容（事業内容）
男女共同参画推進センターにおける「女性のためのなんでも相談」の実施 【広島市男女共同参画推進センター】 ※再掲	広島市男女共同参画推進センター（ゆいぽーと）において、女性相談員による「女性のためのなんでも相談」を行う。
男女共同参画推進センターにおける「男性のためのなんでも相談」の実施 【広島市男女共同参画推進センター】 ※再掲	広島市男女共同参画推進センター（ゆいぽーと）において、男性相談員による「男性のためのなんでも相談」を行う。

基本方針 5

男女の人権を尊重する市民意識の醸成

【基本的な考え方】

男女共同参画社会基本法では、その前文において、「男女共同参画社会とは、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる社会」としており、こうした社会を実現するためには、市民一人一人の人権意識を醸成し、人権尊重社会の形成を図るとともに、男女共同参画に関する認識を深め、定着させることが重要です。

このため、これまで本市では、人権尊重への理解の促進や男女共同参画に関する学習支援・啓発など様々な施策に取り組んできました。令和6年度（2024年度）に実施した男女共同参画社会の実現に向けたアンケート調査では、社会全体での男女の地位の平等について「男性優遇」と回答した人の割合は71.6%となり、依然として「男性優遇」との回答が多い状況です。こうした背景には、長年にわたり人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）があり、それらによって価値観や慣習が形成されていることが挙げられます。

また、令和6年度の市民意識調査では、「男は仕事、女は家庭」といった性別によって役割を固定する考え方について、「同感する」と回答した割合は、全体では24.4%となり、依然として人々の間に固定的な性別役割分担意識が根強く残っていると言えます。こうした意識や固定観念等は、往々にして幼少の頃から長年にわたり形成されてきており、女性と男性いずれにも存在するもので、男女共同参画社会の実現を阻害する大きな要因となっています。

一人一人の意識が変わり、従来の性別による固定観念に捉われなくなることで、男女が互いに尊重しながら、長い人生の中で主体的で多様な選択が可能となり、自分らしく生きることにつながります。こうした男女双方の意識改革と理解の促進を図るため、男女共同参画に関する生涯学習の充実や広報・啓発活動をより一層進めていく必要があります。

そして、未来を担うこども達が、人権尊重の理念に基づく男女共同参画についての意識を育み高め、自然に実践できる大人に育っていくよう、学校における教育の充実や家庭における教育の支援を推進します。

さらに、世界平和の実現に向けた平和の発信者としての被爆地ヒロシマの市民による男女共同参画の視点からの国際交流、国際協力や平和活動を推進します。

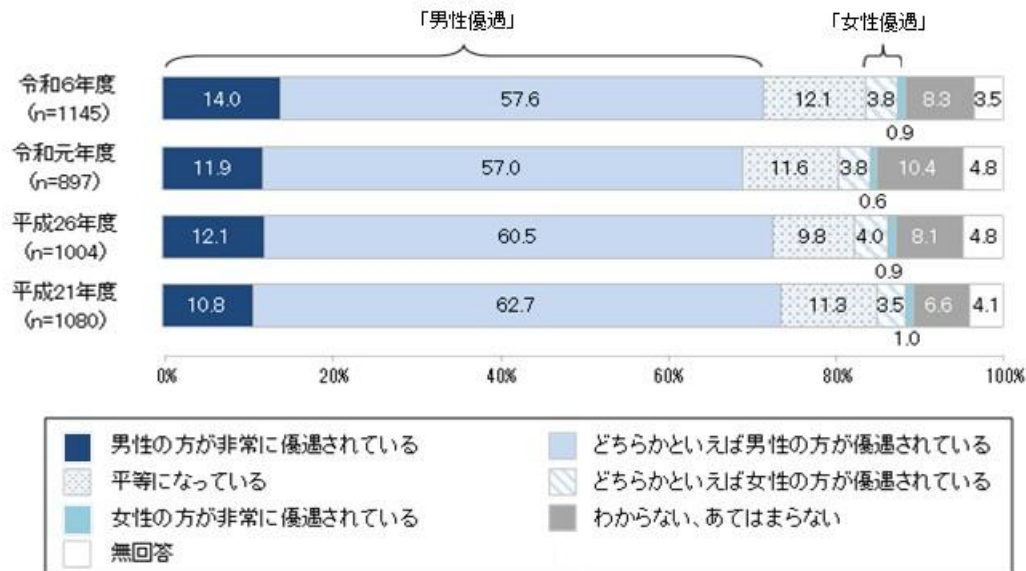
施策の指標

指 標	現状値 (R6 年度)	目標値
社会全体でみた場合の男女の地位が平等になっていると感じる男女それぞれの割合を増やす	女性：8.6% 男性：14.7%	計画策定時 (R7)の実績値 以上
固定的な性別役割分担意識を持たない男女それぞれの割合を増やす	女性：76.7% 男性：63.2%	計画策定時 (R7)の実績値 以上
全ての人の人権を大切にし、それを日常生活の中で態度や行動に表している市民の割合を増やす	75.0%	80.0%
男女共同参画推進センターで開催される講座の参加者数を増やす (年間の講座の人数)	477 人	600 人

関連するSDGs



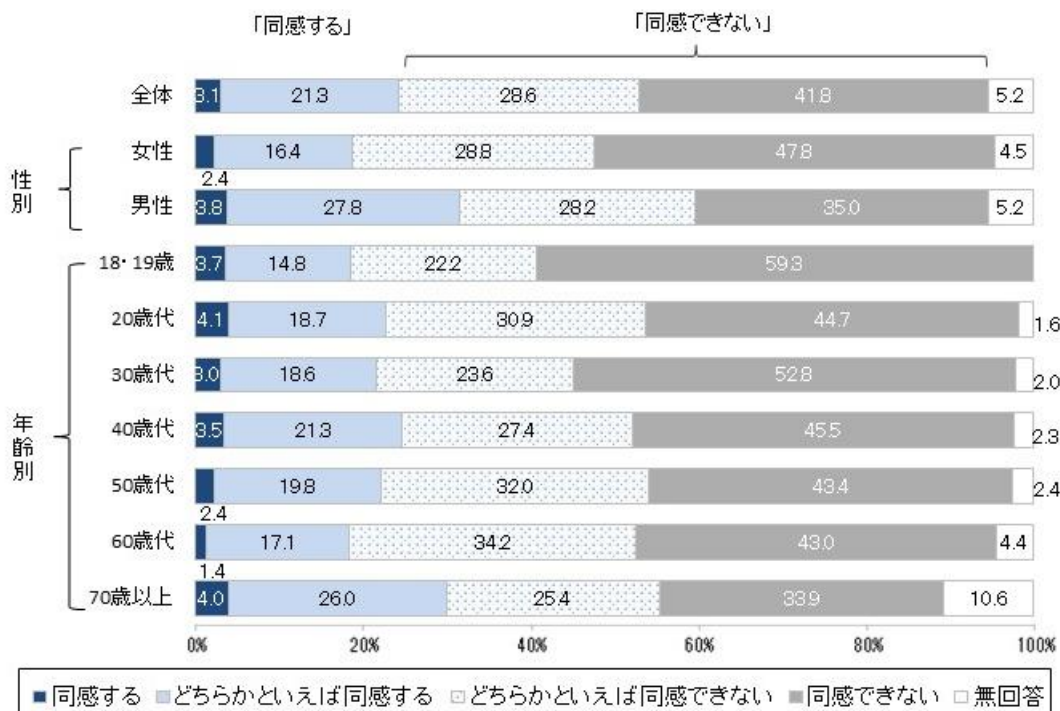
男女の地位の平等感(社会全体について)の推移



「広島市男女共同参画社会の実現に向けたアンケート調査(令和6(2024)年度)」

性別に基づく固定的役割分担意識

～「男性は仕事、女性は家庭」といった性別によって役割を固定する考え方～



「広島市市民意識調査(令和6(2024)年度)」

基本施策 1 互いの人権を尊重し合う教育や啓発の推進

(1) 互いの人権を尊重し合う教育や啓発の推進

全ての市民が相互に認め合い、支え合う人権尊重社会の形成のためには、市民一人一人の人権尊重への理解の促進、人権意識の向上が重要です。性別、年齢、障害の有無、人種、性的指向・性自認などの違いを認め合い、多様性を受容し、尊重する教育や啓発を通じて、一人一人の人権尊重への理解の促進を図ります。

主な取組（事業名）	取組内容（事業内容）
人権啓発事業 【人権啓発課】 ※再掲	市民や企業等への意識啓発のため、広島法務局、広島人権擁護委員協議会等と連携し、啓発事業（ヒューマンフェスタなどのイベントの開催や、人権啓発資料の作成・配布等）を実施する。
幼稚園・学校における人権教育の推進 や家庭科教育などの充実 【指導第一課、指導第二課】 ※再掲	こども達が「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようにするため、幼稚園・学校における人権教育の充実を図るとともに、家庭科や道徳科など、教育活動全体を通じて、児童生徒の発達段階に応じ、男女の平等、男女の相互理解と協力の重要性などを含め、互いの違いや多様性を理解・尊重し、共生・協働する力を育むための学習を実施する。
保育園等における多様性の理解と充実 【幼保企画課】 ※再掲	保育園職員の研修等を通して、性別等による固定観念にとらわれず、互いを認め合い、支えあえる保育環境の中で、すべてのこどもたちが自分らしく育つことができるよう意識啓発を図る。

基本施策２ 男女共同参画推進拠点施設における取組の推進

(1) 男女共同参画推進センターにおける取組の推進

令和7年（2025年）に男女共同参画社会基本法が改正され、男女共同参画社会の形成を促進するため、地方公共団体は、関係者相互間の連携と協働を促進するための拠点となる男女共同参画センターの機能を担う体制の確保に努めることが明記されました。本市の男女共同参画推進の拠点施設である「男女共同参画推進センター（ゆいぽーと）」では、男女共同参画に関する普及啓発、講座の開催、相談、調査研究、情報の収集及び提供、活動及び交流の場の提供など、様々な事業を展開しています。今後は、法改正の趣旨を踏まえ、より効果的な情報発信を図るとともに、市民のニーズを的確に捉えた事業を積極的に推進します。また、独立行政法人男女共同参画機構など様々な関係機関等と連携して、関係機関とのネットワークの構築や人材育成など、男女共同参画推進センターの機能強化にも取り組んでいきます。

主な取組（事業名）	取組内容（事業内容）
男女共同参画推進センター（ゆいぽーと）の運営 【男女共同参画課】	男女共同参画を推進するため、男女共同参画に関する普及啓発、講座・研修の実施、活動の場の提供等を行う。
男女共同参画フォーラムの開催 【広島市男女共同参画推進センター】	広島市男女共同参画推進センター（ゆいぽーと）において、男女共同参画に関する普及啓発を目的に、講演や意見交換等を行う。
男女共同参画推進センターにおける講座・研修の実施 【広島市男女共同参画推進センター】	広島市男女共同参画推進センター（ゆいぽーと）において、仕事と家庭の両立、女性の活躍推進、女性の政治参画など男女共同参画に関する講座・研修を実施する。
男女共同参画推進センターにおける女性の就労支援 【広島市男女共同参画推進センター】 ※再掲	広島市男女共同参画推進センター（ゆいぽーと）において、女性の就労支援に関する相談や講座を開催する。
男女共同参画推進センターにおける「女性のためのなんでも相談」の実施 【広島市男女共同参画推進センター】 ※再掲	広島市男女共同参画推進センター（ゆいぽーと）において、女性相談員による「女性のためのなんでも相談」を行う。
男女共同参画推進センターにおける「男性のためのなんでも相談」の実施 【広島市男女共同参画推進センター】 ※再掲	広島市男女共同参画推進センター（ゆいぽーと）において、男性相談員による「男性のためのなんでも相談」を行う。
男女共同参画推進員の活動支援 【広島市男女共同参画推進センター】	広島市男女共同参画推進センター（ゆいぽーと）において、男女共同参画に関する市民の学習の支援や、啓発活動の担い手として、推進員が行う活動を支援する。

基本施策３ 男女共同参画の視点からの広報・啓発活動の推進

(1) 広報・啓発活動の推進と男女共同参画の視点からの適切な表現の徹底

男女の固定的な性別役割分担意識を解消し、男女共同参画に関する理解の促進を図るため、SNSを始めとする様々な媒体を活用し、継続的かつ効果的な広報・啓発活動を展開します。

また、市刊行物等の作成に当たり、男女共同参画の視点からの適切な表現が使用されるよう、公的広報ガイドラインを作成し、適切な表現の徹底を図ります。

主な取組（事業名）	取組内容（事業内容）
SNSを活用した男女共同参画に係る啓発事業 【男女共同参画課】 ※再掲	若年層が気軽に読むことができる漫画による男女共同参画に関するテーマの啓発コンテンツを作成し、男女共同参画課の公式Instagramや本市がアカウントを持つSNS（LINE、X）に掲載することにより、男女共同参画に係る啓発を図る。
男女共同参画課公式SNSの運用 【男女共同参画課】	若い世代に対して、本市の女性活躍推進に係る取組や男女共同参画の啓発に係る情報発信を強化するため、若い世代への情報発信に有効なツールとなっているSNS（Instagram）を活用し、女性活躍を進める企業の情報や男女共同参画に関する啓発、デートDV防止啓発漫画等を積極的に発信する。
男女共同参画啓発リーフレットの作成 【男女共同参画課】 ※再掲	男女が互いに尊重し合い、性別にかかわらず個性と能力を発揮できる社会の実現を目指すためのリーフレットを作成し、啓発を行う。
男女共同参画週間における啓発活動 【男女共同参画課】	毎年6月の男女共同参画週間に合わせ、区役所等での啓発パネル展示や、広島駅南口地下広場の大型ディスプレイでの啓発メッセージの配信など、一般に向けた啓発を行う。
男女共同参画の視点からの公的広報ガイドラインの作成 【男女共同参画課】	職員向けの「男女共同参画の視点からの公的広報ガイドライン」を作成し、市刊行物等の作成に当たり、男女共同参画の視点からの適切な表現の徹底を図る。

基本施策 4 こどもの頃からの男女共同参画を推進する教育の充実

(1) 就学前・学校教育等における男女共同参画に関する教育の推進

こどもが、固定的な性別役割分担意識に捉われず、自分らしい生き方を選択できるよう、あらゆる機会を通じて男女共同参画の視点からの教育を推進するとともに、学校教育関係者等に対する男女共同参画についての研修・啓発の充実を図ります。

また、インターネット上での性的な暴力やハラスメントの加害者にも被害者にもならないため、関係機関と連携して、ICTリテラシーやメディア・リテラシー向上のための取組を推進します。

主な取組（事業名）	取組内容（事業内容）
小中学生向け男女共同参画啓発冊子の作成 【男女共同参画課】	啓発冊子を市内の全小学校の5年生、全中学校の2年生に配布し、授業やホームルームの時間を通じて活用することで、男女共同参画について、若年層からの意識啓発を図る。
幼稚園・学校における人権教育の推進や家庭科教育などの充実 【指導第一課、指導第二課】 ※再掲	こども達が「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようにするため、幼稚園・学校における人権教育の充実を図るとともに、家庭科や道徳科など、教育活動全体を通じて、児童生徒の発達段階に応じ、男女の平等、男女の相互理解と協力の重要性などを含め、互いの違いや多様性を理解・尊重し、共生・協働する力を育むための学習を実施する。
SNSを活用した男女共同参画に係る啓発事業 【男女共同参画課】 ※再掲	若年層が気軽に読むことができる漫画による男女共同参画に関するテーマの啓発コンテンツを作成し、男女共同参画課の公式Instagramや本市がアカウントを持つSNS（LINE、X）に掲載することにより、男女共同参画に係る啓発を図る。
男女共同参画課公式SNSの運用 【男女共同参画課】 ※再掲	若い世代に対して、本市の女性活躍推進に係る取組や男女共同参画の啓発に係る情報発信を強化するため、若い世代への情報発信に有効なツールとなっているSNS（Instagram）を活用し、女性活躍を進める企業の情報や男女共同参画に関する啓発、デートDV防止啓発漫画等を積極的に発信する。
理工系分野への女性参画推進に関する啓発の推進 【男女共同参画課】 ※再掲	大学・学校等と連携して、女子中高生等の理工系分野への進路選択を促進するための啓発を行う。
学生・若者を対象としたライフデザインセミナー等の開催 【こども未来調整課】 ※再掲	学生・若者が個人の自己実現を図り、自分らしく自立した社会生活を送ることができるよう、ライフデザイン（将来設計）に関する学びの機会や知識等の提供を行う。
保育園等における多様性の理解と充実 【幼保企画課】 ※再掲	保育園職員の研修等を通して、性別等による固定観念にとらわれず、互いを認め合い、支えあえる保育環境の中で、すべてのこどもたちが自分らしく育つことができるよう意識啓発を図る。
児童生徒の情報活用能力の育成 【指導第一課、指導第二課】	児童生徒の発達段階に応じて、情報に関する必要な知識や技術等を身に付けるための授業を行うとともに、ICTを活用する上で身に付けておくべき態度や考え方を育成するため、情報モラル教育に取り組む。
電子メディアとこどもたちとの健全な関係づくりの推進事業 【こども青少年支援部】	学校、家庭等と連携し、スマートフォン等の使用時間や睡眠時間等のルールづくりができるワークシートを活用しながら、10オフ運動を推進する。また、電子メディアに関する講習会を開催するとともに、スマートフォン販売店を通じて保護者等に対し、フィルタリングやペアレンタルコントロールなどのサービスの活用を周知・啓発する。
犯罪被害等防止教室 【市民安全推進課】 ※再掲	中学校で開催する犯罪被害防止教室の中で、デジタル性犯罪の防止に向けた講義を行う。

(2) 家庭における男女共同参画に関する教育の支援

家族が男女共同参画の視点から協力し合い、未来を担うこどもを育てることができるよう、保護者等に対して学習機会や情報を提供します。

主な取組（事業名）	取組内容（事業内容）
小中学生向け男女共同参画啓発冊子の作成 【男女共同参画課】 ※再掲	啓発冊子を市内の全小学校の5年生、全中学校の2年生に配布し、授業やホームルームの時間を通じて活用することで、男女共同参画について、若年層からの意識啓発を図る。
男女共同参画啓発リーフレットの作成 【男女共同参画課】 ※再掲	男女が互いに尊重し合い、性別にかかわらず個性と能力を発揮できる社会の実現を目指すためのリーフレットを作成し、啓発する。
男性向け男女共同参画啓発リーフレットの作成 【男女共同参画課】 ※再掲	男性の家事や育児、介護、地域活動への参画を促すため、啓発リーフレットを作成し、保育園や子育てオープンスペースなど、こどもがいる世帯の方が手に取りやすい場所を中心に配布する。

(3) 性や健康に関する教育・啓発の推進

こどもたちが自分自身の身体や性について正しい知識を持ち、健やかに成長していくためには、年齢や発達段階に応じた性教育が重要です。性感染症に関する知識や、望まない妊娠を防ぐための情報提供を含め、命の大切さを伝える教育の推進、関係機関の連携強化による効果的な思春期保健対策の推進など、学校や家庭における性に関する教育の一層の充実を図ります。

主な取組（事業名）	取組内容（事業内容）
性感染症予防事業 【健康推進課】	性感染症予防のための知識や感染予防策の普及啓発を図る。
思春期保健教育 【健康教育課】 ※再掲	学校において、学習指導要領に基づき、体育科等の保健の授業を通じて、発達段階に応じた学習を実施する。
学生・若者を対象としたライフデザインセミナー等の開催 【こども未来調整課】 ※再掲	学生・若者が個人の自己実現を図り、自分らしく自立した社会生活を送ることができるよう、ライフデザイン（将来設計）に関する学びの機会や知識等の提供を行う。

基本施策 5 平和の発信と国際理解・国際協力の推進

(1) 国際社会の動向への理解の推進

世界の女性の状況など男女共同参画に関する情報の収集や提供、国際社会の動向についての理解の促進を図ります。

主な取組（事業名）	取組内容（事業内容）
男女共同参画センターにおける学習・研修の支援 【広島市男女共同参画推進センター】	広島市男女共同参画推進センター（ゆいぽーと）において、世界の女性の状況など男女共同参画に関する書籍や学習の場を提供し、国際社会の動向に関する学習・研修を支援する。

(2) 男女共同参画の視点からの国際交流・協力、平和活動の推進

NPOや市民グループ等による国際交流・協力、平和などの活動を支援します。

また、外国人市民と互いの文化や生活の理解が進むよう多文化共生意識の醸成に取り組みます。

主な取組（事業名）	取組内容（事業内容）
ヒロシマ平和の灯のつどい 【男女共同参画課】	女性団体などからなる「広島市女性団体連絡会議（広島WENET）」主催（本市共催）。核兵器廃絶と世界恒久平和の願いを「平和の灯」に託し、原爆犠牲者のご冥福を祈る催しと合わせて被爆者の証言を聞く会を毎年7月31日に実施し、女性団体や一般市民のほか、平和記念公園への来訪者も参加する活動を支援する。
国際女性デーひろしま 【男女共同参画課】	女性団体などからなる「国際女性デーひろしま実行委員会」が主催。毎年3月8日の「国際女性デー」に合わせ、男女共同参画推進に向けた講演や展示、パレードなどを行う活動を支援する。
国際フェスタの開催 【国際化推進課】 ※再掲	広島市内の国際交流・協力団体の連携を強化するとともに、市民参加型事業を行い、市民に国際交流・協力活動に親しみ、関心を高めてもらう。
留学生会館まつりの開催 【国際化推進課】 ※再掲	広島市留学生会館に居住している留学生とその家族を中心に留学生会館まつりを開催し、市民と留学生の交流、多文化共生及び異文化理解を促進する。
多文化共生・国際交流補助金交付事業 【国際化推進課】	広島平和文化センターにおいて、広島市内で、多文化共生及び国際交流・協力に関する活動を行う団体を育成・振興するため、広島市内や外国で行われる多文化共生及び国際交流・協力に関する事業に補助金を交付する。

3 施策の指標一覧

施策の指標

指 標	現状値 (R6 年度)	目標値
基本方針 1 あらゆる分野における政策・方針の立案及び決定への女性の参画の拡大		
審議会委員における女性の割合を増やす	32.1%	40.0%
市職員の管理職における女性の割合を増やす	19.0%	25.0%以上
地域防災リーダーにおける女性の割合を増やす	23.3%	25.2%

指 標	現状値 (R6 年度)	目標値
基本方針 2 働く場における男女共同参画の推進と職業生活と家庭生活等の両立		
民間企業（従業員数が 101 人以上の企業）における女性管理職の割合を増やす	11.5%	24.0%
男女共同参画に積極的に取り組む事業者の数を増やす （広島市男女共同参画推進事業者表彰の表彰事業者数）	77 社	95 社
「えるぼし」認定企業数を増やす	21 社	50 社
企業における男女間賃金格差の解消を図る （広島県内の企業における所定内給与額の男女間格差）	77.7%	80.0%
民間企業における男性の育児休業取得率を上げる	56.2%	85.0%
「くるみん」認定企業数を増やす	43 社	86 社
市の男性職員の育児休業取得率を上げる 市長事務部局等：市長事務部局、市選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局、 農業委員会事務局、議会事務局 その他局：消防局、水道局、教育委員会	市長事務部局等： 68.6%（1 週間 以上） その他局： 41.4%	市長事務部局等： 85.0%以上（2 週間以上） その他局： 85.0%以上
放課後児童クラブ待機児童の解消を図る	47 人	0 人

指 標	現状値 (R6 年度)	目標値
基本方針 3 安心して暮らせる社会の実現		
DVセンターにおける出張相談の件数を増やす （DVセンターで受けた相談のうち、出張相談や関係機関（関係部署）へ同行支援した件数 （年間））	77 件	150 件
経済的な自立に向けて就業したひとり親世帯を増やす （母子家庭等就業・自立支援センター、就労支援窓口及びSNS等を活用したオンライン就業支 援事業において職業紹介を受けた者並びに高等職業訓練促進給付金及び自立支援教育訓練給付金 の受給者のうち、就業した者の割合）	73.6%	80.0%
がん検診の受診率を上げる	子宮頸がん： 43.0% 乳がん：45.4% (R4 年度)	子宮頸がん： 60.0% 乳がん：60.0%
20～70 歳の女性の骨粗しょう症検診受診率を上げる	5.1%	15.0%

指 標	現状値 (R6 年度)	目標値
基本方針 4 性犯罪・性暴力を始めあらゆる暴力の根絶と被害者への支援		
DVの相談窓口を知っている人の割合を増やす	女性：49.5% 男性：45.2%	女性：60.0% 男性：55.0%
「デートDV」の言葉と内容を知っている若者の割合を増やす	52.8%	60.0%

指 標	現状値 (R6 年度)	目標値
基本方針 5 男女の人権を尊重する市民意識の醸成		
社会全体でみた場合の男女の地位が平等になっていると感じる男女それぞれの割合を増やす	女性：8.6% 男性：14.7%	計画策定時 (R7) の実績値 以上
固定的な性別役割分担意識を持たない男女それぞれの割合を増やす	女性：76.7% 男性：63.2%	計画策定時 (R7) の実績値 以上
全ての人の人権を大切に、それを日常生活の中で態度や行動に表している市民の割合を増やす	75.0%	80.0%
男女共同参画推進センターで開催される講座の参加者数を増やす (年間の講座の人数)	477 人	600 人

参考値

以下の項目については、定期的に状況確認を行うこととする。

【これまでの計画において恒常的に目標を達成している項目】

項 目	現状値 (R6 年度)
市立学校教員の管理職における女性の割合	39.9%
保育園等入園待機児童数	0 人
「性的マイノリティ」の言葉と内容を知っている人の割合	64.6% ※1
男女共同参画推進センター利用者の満足度	94.4%

※1 「LGBT」の言葉と内容を知っている人の割合

【目標値の設定は困難であるが、本計画の施策の進捗状況を把握するために必要な項目】

項 目	現状値 (R6 年度)
DVの相談者数（実人数）	503 人
DVの相談件数（延べ件数）	1,058 件

第3章 計画の推進体制

男女共同参画の推進に係る施策は広範囲にわたるため、全庁的に推進していく必要があります。また、「働き方改革推進・働く女性応援会議ひろしま」への参画による国、県、経済団体等との連携、学識経験者等によって構成される「広島市男女共同参画審議会」などの会議の活用、「広島市男女共同参画推進センター」や「広島市男女共同参画推進員」との連携・協力などによる取組の展開が必要となります。

庁内推進体制

1 広島市男女共同参画推進本部

市長をトップとして、全ての局・区長等で構成する「広島市男女共同参画推進本部」により、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図ります。

2 横断的な取組の推進

案件に応じて、各種会議等を活用し、連携を図りながら、横断的な取組を推進し、諸問題に対応します。

3 広島市男女共同参画基本計画の進行管理

毎年度、施策の指標の達成状況の把握や施策の推進状況を掲載した年次報告書を作成し、男女共同参画の推進状況、施策の実施状況を公表します。

4 職員一人一人による男女共同参画の実践

性別に関わりなく、職員の多様な個性と能力が発揮できる職場環境づくりを進めるとともに、男女共同参画についての理解を深め、その意識を養う研修を定期的に開催することで、職員一人一人が、職場で施策を推進するときはもとより、家庭・地域などにおいても、率先垂範して男女共同参画を実践していきます。

国、県、経済団体等との連携

1 働き方改革推進・働く女性応援会議ひろしま

国、県、市などの行政機関、経済団体・労働団体等が一体となって、女性が活躍できる環境の整備や仕事と家庭の両立に向けた取組などの推進を図ります。

施策等の審議・意見交換

1 広島市男女共同参画審議会

市長の諮問機関であり、男女共同参画に関する学識経験者や公募委員などにより構成する「広島市男女共同参画審議会」において、男女共同参画の施策の進捗状況などを検証し評価するなど、その機能を発揮します。

2 広島市男女共同参画推進連携会議委員

事業者や有識者等から広島市男女共同参画推進連携会議委員を選任し、委員は市が行う男女共同参画に関する事業についての意見交換などを行い、職場や家庭、地域における男女共同参画の取組の推進に寄与します。

市民等の参画の推進

1 広島市男女共同参画推進センター

男女共同参画を推進する拠点施設である「広島市男女共同参画推進センター」において、その運営主体となる指定管理者と連携を図りながら、積極的な事業を展開します。

2 広島市男女共同参画推進員

男女共同参画について、広く市民の理解を得るため、「広島市男女共同参画推進員」を養成・登録し、広島市男女共同参画推進センター等と連携して、男女共同参画に関する市民の学習の支援をはじめ、地域などで男女共同参画を推進するための活動を行います。

広島市男女共同参画推進センター（ゆいぽーと）について

広島市男女共同参画推進センター（ゆいぽーと）は、平成24年（2012年）に、男女共同参画を推進するために設置された市の施設です。

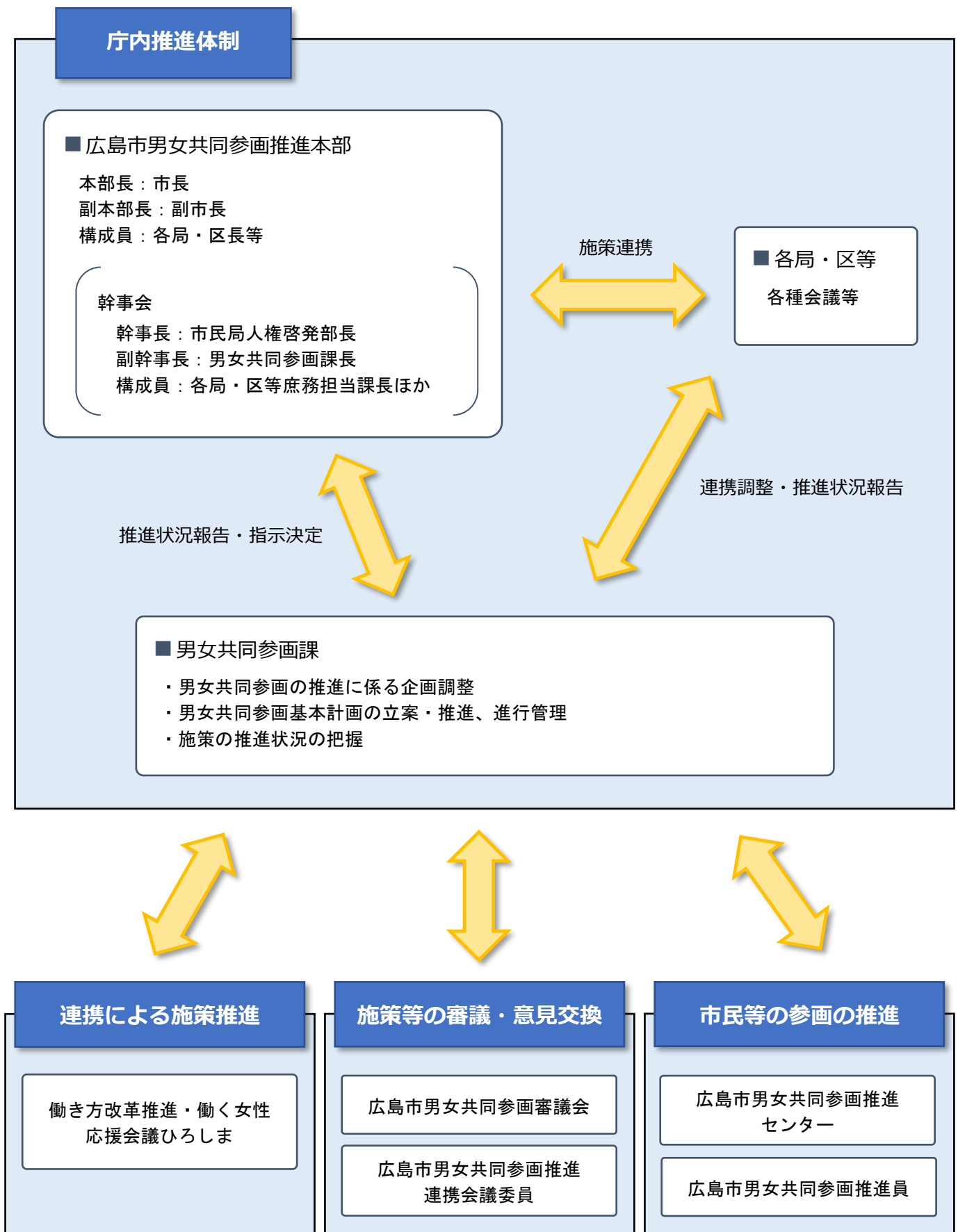
男女の人権が尊重され、男女が対等なパートナーとして責任を分かち合い、個性や能力を発揮できる社会をめざす広島市の拠点施設として、男女共同参画に関する普及啓発、講座の開催、相談、調査研究、情報の収集及び提供、活動及び交流の場の提供など、様々な事業を展開しています。

所在地：広島市中区大手町5丁目6番9号
電話：082-248-3320 F A X：082-248-4476

URL：<https://www.yui-port.city.hiroshima.jp/>



<男女共同参画推進体制>



参 考 資 料

(写)

広 権 共 第 4 4 号

令和 6 年 7 月 1 2 日

広島市男女共同参画審議会会長 様

広島市長 松 井 一 實

第 4 次広島市男女共同参画基本計画の策定について（諮問）

広島市男女共同参画推進条例（平成 13 年広島市条例第 55 号）第 8 条第 3 項の規定に基づき、第 4 次広島市男女共同参画基本計画の策定について、諮問します。

広島市男女共同参画審議会の審議状況

年度	開催日等	議事等
2024 (令和 6)	7 月 12 日	第 1 回男女共同参画審議会 ・ 第 4 次基本計画の策定について（諮問） ・ 広島市男女共同参画社会の実現に向けたアンケート調査について
	11 月 6 日	第 2 回男女共同参画審議会 ・ 広島市男女共同参画社会の実現に向けたアンケート調査について
	1 月 8 日 ～1 月 27 日	＜広島市男女共同参画社会の実現に向けたアンケート調査の実施＞
2025 (令和 7)	6 月 6 日	第 1 回男女共同参画審議会 ・ 広島市男女共同参画社会の実現に向けたアンケート調査の結果報告 ・ 第 4 次基本計画の策定について（施策の方向性及び骨子案の検討）
	9 月 5 日	第 2 回男女共同参画審議会 ・ 第 4 次基本計画（素案）について
	10 月 27 日	第 3 回男女共同参画審議会 ・ 第 4 次基本計画（素案）について
	12 月 11 日	＜広島市議会の総務委員会に第 4 次基本計画（素案）を説明＞
	12 月 22 日 ～1 月 21 日	＜第 4 次基本計画（素案）に関する市民意見募集＞
	3 月 2 日	第 4 回男女共同参画審議会 ・ 第 4 次基本計画に関する答申（案）について

広島市男女共同参画審議会委員名簿

(敬称略・50音順)

令和8年(2026年)3月現在

No.	氏名	役職等
1	入江 寿美代	元 広島国際大学助産学専攻科准教授
2	岩崎 誠	中国新聞社特別論説委員
3	◎ 木谷 宏	県立広島大学大学院経営管理研究科教授
4	澤津 雄一	広島県警察本部生活安全部人身安全対策課課長補佐
5	嶋治 美帆子	広島電鉄株式会社執行役員監査室担当
6	杉崎 邦昭	日本労働組合総連合会広島県連合会西部地域協議会 広島地区連絡会事務局長
7	高田 恭子	広島大学大学院人間社会科学研究科准教授
8	龍永 直記	広島市保育連盟常任委員
9	○ 寺本 佳代	法律事務所八丁堀法律センター弁護士
10	中田 典秀	広島商工会議所総務企画部長兼企画課長
11	林 未央	広島労働局雇用環境・均等室長
12	宮本 暁子	美鈴が丘学区自主防災会連合会会長
13	森 政美	広島市女性団体連絡会議会計
14	山手 園子	市民委員
15	若川 満	市民委員

※ ◎は会長、○は副会長

男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号
最終改正 令和 7 年 6 月 27 日法律第 80 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して

及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第 6 条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第 7 条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第 8 条 国は、第 3 条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 9 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第 10 条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第 11 条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第 12 条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第 13 条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
 - 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
 - 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

- 第14条** 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
 - 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
 - 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

- 第15条** 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

- 第16条** 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

- 第17条** 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(連携及び協働の促進)

- 第18条** 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるように努めるものとする。
- 2 地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点としての機能

能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。

(人材の確保等)

- 第18条の2** 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるように努めるものとする。

(調査研究)

- 第18条の3** 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を推進するように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

- 第19条** 国は、前3条に定めるもののほか、地方公共団体を実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

- 第20条** 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

- 第21条** 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

- 第22条** 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

- 第23条** 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

- 第24条** 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

- 第25条** 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の

10 分の 5 未満であってはならない。

- 3 第 1 項第 2 号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

- 4 第 1 項第 2 号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第 26 条 前条第 1 項第 2 号の議員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第 1 項第 2 号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第 27 条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第 28 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第 2 条 男女共同参画審議会設置法（平成 9 年法律第 7 号）は、廃止する。

（経過措置）

第 3 条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第 1 条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第 21 条第 1 項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第 4 条第 1 項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第 23 条第 1 項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第 2 項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第 4 条第 2 項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第 5 条第 1 項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第 3 項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第 24 条第 1 項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第 3 項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 88 号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）略

（2）附則第 10 条第 1 項及び第 5 項、第 14 条第 3 項、第 23 条、第 28 条並びに第 30 条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第 28 条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

1 から 10 まで 略

11 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第 30 条 第 2 条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律（第 2 条及び第 3 条を除く。）は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- （1）第 995 条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第 1305 条、第 1306 条、第 1324 条第 2 項、第 1326 条第 2 項及び第 1344 条の規定 公布の日

附 則 （令和 7 年 6 月 27 日法律第 80 号）

（施行期日）

- 1 この法律は、独立行政法人男女共同参画機構法（令和 7 年法律第 79 号）の施行の日から施行する。ただし、第 1 条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

- 2 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成 27 年 9 月 4 日法律第 64 号
最終改正 令和 7 年 6 月 11 日法律第 63 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第 2 条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮し、併せて、女性の健康上の特性に留意して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第 3 条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第 5 条第 1 項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第 4 条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努め

るとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第 2 章 基本方針等

(基本方針)

第 5 条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- (2) 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ 職場において行われる就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な措置に関する事項

ニ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前 2 項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第 6 条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第 3 章 事業主行動計画等

第 1 節 事業主行動計画策定指針

第 7 条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第 1 項に規定する一般事業主行動計画及び第 19 条第 1 項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針

(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - (1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - (3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

- 第8条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が100人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 計画期間
 - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が100人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

- 第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

- 第10条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第14条第1項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

- 第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- (1) 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- (2) この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- (3) 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

- 第12条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条の2に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第29条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

- 第13条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第8条第1項及び第7項の規定は、適用しない。

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも1回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

- 第14条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 第10条第2項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

- 第15条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号

のいずれかに該当するときは、第 12 条の認定を取り消すことができる。

- (1) 第 11 条の規定により第 9 条の認定を取り消すとき。
- (2) 第 12 条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- (3) 第 13 条第 2 項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- (4) 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- (5) 不正の手段により第 12 条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第 16 条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が 300 人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 36 条第 1 項及び第 3 項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第 1 項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第 37 条第 2 項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第 5 条の 3 第 1 項及び第 4 項、第 5 条の 4 第 1 項及び第 2 項、第 5 条の 5、第 39 条、第 41 条第 2 項、第 42 条、第 48 条の 3 第 1 項、第 48 条の 4、第 50 条第 1 項及び第 2 項並びに第 51 条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第 40 条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第 50 条第 3 項及び第 4 項の規定はこの項において準用する同条第 2 項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第 37 条第 2 項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 16 条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第 41 条第 2 項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第 36 条第 2 項及び第 42 条の 2 の規定の適用については、同法第 36 条第 2 項中「前項の」とあるのは

「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第 42 条の 2 中「第 39 条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 16 条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第 2 項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第 17 条 公共職業安定所は、前条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第 18 条 国は、第 8 条第 1 項若しくは第 7 項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第 3 節 特定事業主行動計画

第 19 条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 計画期間
 - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第 2 号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも 1 回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施

するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成できるよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表 (一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第20条 第8条第1項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が300人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- (1) その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
 - (2) その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第8条第1項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。
- 3 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第1項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第21条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- (1) その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- (2) その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

- 第22条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第23条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第24条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第25条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第26条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第27条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第22条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第22条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- (1) 一般事業主の団体又はその連合団体
- (2) 学識経験者
- (3) その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第28条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第 29 条 前 2 条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第 5 章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第 30 条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第 8 条第 1 項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第 7 項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第 31 条 厚生労働大臣は、第 20 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第 8 条第 1 項に規定する一般事業主又は第 20 条第 3 項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第 8 条第 7 項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第 32 条 第 8 条、第 9 条、第 11 条、第 12 条、第 15 条、第 16 条、第 30 条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第 33 条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第 6 章 罰則

第 34 条 第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 41 条第 2 項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1 年以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 35 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 22 条第 4 項の規定に違反して秘密を漏らした者
- (2) 第 28 条の規定に違反して秘密を漏らした者

第 36 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の拘禁刑又は 30 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 16 条第 4 項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- (2) 第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 37 条第 2 項の規定による指示に従わなかった者
- (3) 第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 39 条又は第 40 条の規定に違反した者

第 37 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 10 条第 2 項（第 14 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- (2) 第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 50 条第 1 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 50 条第 2 項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- (4) 第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 51 条第 1 項の規定に違反して秘密を漏らした者

第 38 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第

34 条、第 36 条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第 39 条 第 30 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20 万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第 3 章（第 7 条を除く。）、第 5 章（第 28 条を除く。）及び第 6 章（第 30 条を除く。）の規定並びに附則第 5 条の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(この法律の失効)

第 2 条 この法律は、令和 18 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

2 第 22 条第 3 項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第 4 項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第 28 条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第 3 条 前条第 2 項から第 4 項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第 4 条 政府は、この法律の施行後 3 年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成 29 年 3 月 31 日法律第 14 号） 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条中雇用保険法第 64 条の次に 1 条を加える改正規定及び附則第 35 条の規定 公布の日
- (2) 及び(3) 略
- (4) 第 2 条中雇用保険法第 10 条の 4 第 2 項、第 58 条第 1 項、第 60 条の 2 第 4 項、第 76 条第 2 項及び第 79 条の 2 並びに附則第 11 条の 2 第 1 項の改正規定並びに同条第 3 項の改正規定（「100 分の 50 を」を「100 分の 80 を」に改める部分に限る。）、第 4 条の規定並びに第 7 条中育児・介護休業法第 53 条第 5 項及び第 6 項並びに第 64 条の改正規定並びに附則第 5 条から第 8 条まで及び第 10 条の規定、附則第 13 条中国国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 10 条第 10 項第 5 号の改正規定、附則第 14 条第 2 項及び第 17 条の規定、附則第 18 条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第 19 条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第 38 条第 3 項の改正規定（「第 4 条第 8 項」を「第 4 条第 9 項」に改める部分に限る。）、附則第 20 条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和 51 年法律第

33号)第30条第1項の表第4条第8項の項、第32条の11から第32条の15まで、第32条の16第1項及び第51条の項及び第48条の3及び第48条の4第1項の項の改正規定、附則第21条、第22条、第26条から第28条まで及び第32条の規定並びに附則第33条(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成30年1月1日

(罰則に関する経過措置)

第34条 この法律(附則第1条第4号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第35条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年6月5日法律第24号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第3条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第4条の改正規定並びに次条及び附則第6条の規定 公布の日
- (2) 第2条の規定 公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第5条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第6条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第7条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和4年3月31日法律第12号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条中職業安定法第32条及び第32条の11第1項の改正規定並びに附則第28条の規定 公布の日
- (2) 略
- (3) 第1条中雇用保険法第10条の4第2項及び第58条第1項の改正規定、第2条の規定(第1号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定(「第48条」を「第47条の3」に改める部分に限る。))、同法第5条の2第1項の改正規定及び同法第4章中第48条の前に1条を加える改正規定を除く。)並びに第3条の規定(職業能力開発促進法第10条の3第1号の改正規定、同条に1項を加える改正規定、同法第15条の2第1項の改正規定及び同法第18条に1項を加える改正規定を除く。)並びに次条並びに附則第5条、第6条及び第10条の規定、附則第11条中国国家公務員退職手当法第10条第10項の改正規定、附則第14条中青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第4条第2項及び第18条の改正規定

並びに同法第33条の改正規定(「、第11条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第5条の5第1項」とあるのは「船員職業安定法第15条第1項」と)を削る部分を除く。)並びに附則第15条から第22条まで、第24条、第25条及び第27条の規定 令和4年10月1日

(政令への委任)

第28条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和4年6月17日法律第68号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第509条の規定 公布の日

附 則 (令和7年6月11日法律第63号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第4条に1項を加える改正規定及び同法第38条第1項の改正規定(「及び第2項」を「、第2項及び第4項」に改める部分に限る。))、第3条中雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律附則第2項(見出しを含む。))の改正規定(「令和8年3月31日」を「令和18年3月31日」に改める部分に限る。))並びに第4条中女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第2条第1項の改正規定、同法第5条第2項第3号の改正規定及び同法附則第2条第1項の改正規定並びに次条並びに附則第3条、第7条、第8条の2及び第16条の規定 公布の日
- (2) 第1条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。))及び第4条の規定(同号に掲げる改正規定及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条の改正規定を除く。))並びに附則第6条の規定及び附則第13条中労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第47条の4の改正規定(「昭和41年法律第132号」の下に「第27条の3第1項、」を加える部分に限る。)) 令和8年4月1日

(政令への委任)

第7条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第8条の2 政府は、特定受託事業者(特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(令和5年法律第25号)第2条第1項に規定する特定受託事業者をいう。以下この条において同じ。))が受けた業務委託(同法第2条第3項に規定する業務委託をいう。))に係る業務において行われる顧客、取引の相手方、施設の利用者その他の当該業務に関係を有する者の言動であつて、当該特定受託事業者に係る特定受託業務従事者(同条第2項に規定する特定受託業務従事者をいう。以下この条において同じ。))が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される

範囲を超えたものにより当該特定受託業務従事者の就業環境が害されることのないようにするための施策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成 13 年 4 月 13 日法律第 31 号
最終改正 令和 7 年 12 月 10 日法律第 84 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

(定義)

第 1 条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第 28 条の 2 において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第 2 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

第 1 章の 2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第 2 条の 2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第 5 項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第 1 項及び第 3 項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第 1 項の都道府県基本計画及び同条第 3 項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

(3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第 2 条の 3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

(3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第 2 章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第 3 条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介す

ること。

- (2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - (3) 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条、第8条の3及び第9条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - (4) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - (5) 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - (6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第3号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
 - 5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（女性相談支援員による相談等）

第4条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

（女性自立支援施設における保護）

第5条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

（協議会）

第5条の2 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者（第5項において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。
- 3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 5 協議会は、第3項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

（秘密保持義務）

第5条の3 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第5条の4 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び

運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第3章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第8条の2 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第8条の3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りな

がら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(接近禁止命令等)

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫（以下この章において「身体に対する暴力等」という。）を受けた者に限る。以下この条並びに第12条第1項第3号及び第4号において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第12条第1項第2号から第4号までにおいて同じ。）からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して1年間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令（以下「接近禁止命令」という。）を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して1年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

- (1) 面会を要求すること。
- (2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (3) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- (4) 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報（電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第6項第1号において同じ。）の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。）をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。
- (5) 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。
- (6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- (7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に

係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

- (9) その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第2条第1項第1号に規定する位置情報をいう。以下この号及び次号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）（第11号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。
 - (10) その承諾を得ないで、その所持する位置特定用識別情報送信装置（当該装置を識別する情報を送信する機能を有し、当該装置の周辺において当該情報を受信した識別情報送受信装置（位置情報記録・送信装置その他の装置であって、当該情報を受信し、及び送信する機能を有するものをいう。）の位置に係る位置情報を利用して、その所在する地点又は区域の位置を特定するために用いられる装置をいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置特定用識別情報送信装置を含む。）の位置に係る位置情報を取得すること。
 - (11) その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置又は位置特定用識別情報送信装置（以下この号において「位置情報記録・送信装置等」という。）を取り付けること、位置情報記録・送信装置等を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置等を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。
- 3 第1項の場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して1年を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第2号から第11号までに掲げる行為（同項第5号に掲げる行為にあっては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第1項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害

者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して1年を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。
- 6 第2項第4号及び第5号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。
 - (1) 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第2条第1号に規定する電子メールをいう。）その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

（退去等命令）

第10条の2 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この条及び第18条第1項において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第12条第2項第2号及び第18条第1項において同じ。）から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して2月間（被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物（不動産登記法（平成16年法律第123号）第2条第22号に規定する区分建物をいう。）の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、6月間）、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

（管轄裁判所）

- 第11条** 接近禁止命令及び前条の規定による命令（以下「退去等命令」という。）の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
 - (1) 申立人の住所又は居所の所在地

- (2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- (1) 申立人の住所又は居所の所在地
- (2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（接近禁止命令等の申立て等）

第12条 接近禁止命令及び第10条第2項から第4項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

- (1) 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況（当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。）
- (2) 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- (3) 第10条第3項の規定による命令（以下この号並びに第17条第3項及び第4項において「3項命令」という。）の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該3項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- (4) 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- (5) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

- (1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。）
- (2) 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- (3) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前2号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員
の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び
場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 3 前2項の書面（以下「申立書」という。）に第1項第5号イからニまで又は前項第3号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第1項第1号から第4号まで又は前項第1号及び第2号に掲げる事項についての申立人の供述を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録で公証人法（明治41年法律第53号）第53条第1項又は第59条第3項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第13条 裁判所は、接近禁止命令、第10条第2項から第4項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第12条第1項第5号イからニまで又は同条第2項第3号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（期日の呼出し）

第14条の2 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

- 2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

（公示送達の方法）

第14条の3 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

（電子情報処理組織による申立て等）

第14条の4 保護命令に関する手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次

項及び第4項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第3項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

- 2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。
- 3 第1項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。
- 4 第1項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。
- 5 第1項の規定によりされた申立て等が第3項に規定するファイルに記録されたときは、第1項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。
- 6 第1項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

（保護命令の申立てについての決定等）

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イからニまで又は同条第2項第3号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさな

- い。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
 - 4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第10条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
 - 5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
 - 6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第10条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
 - 7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
 - 8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。
- (保護命令の取消し)**
- 第17条** 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第10条第2項から第4項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第6項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。
 - 3 3項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して6月を経過した日又は当該3項命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該3項命令を発した裁判所に対し、第10条第3項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該3項命令の取消しの申立てをすることができる。
 - 4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る3項命令の申立てをした者の意見を聴かなければならない。
 - 5 第3項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
 - 6 第3項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。
 - 7 第15条第3項及び前条第7項の規定は、第1項から第3項までの場合について準用する。
- (退去等命令の再度の申立て)**
- 第18条** 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活

の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第2項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第18条第1項本文の事情」と、同項第3号中「事項に」とあるのは「事項及び第18条第1項本文の事情に」と、同条第3項中「事項に」とあるのは「事項並びに第18条第1項本文の事情に」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第20条 削除

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第1編から第4編までの規定（同法第71条第2項、第91条の2、第92条第9項及び第10項、第92条の2第2項、第94条、第100条第2項、第1編第5章第4節第3款、第111条、第1編第7章、第133条の2第5項及び第6項、第133条の3第2項、第151条第3項、第160条第2項、第185条第3項、第205条第2項、第215条第2項、第227条第2項並びに第232条の2の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第112条第1項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第112条第1項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第113条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第111条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた

第133条の3第1項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面
第151条第2項及び第231条の2第2項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第160条第1項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	調書
第160条第3項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第160条第4項	第2項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第160条の2第1項	前条第2項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第160条の2第2項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第205条第3項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第215条第4項	事項又は第2項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第231条の3第2項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第261条第4項	電子調書	調書
	記録しなければ	記載しなければ

（最高裁判所規則）

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」

という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市町村の支弁）

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- (1) 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- (2) 第3条第3項第3号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護（同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- (3) 第4条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用
- (4) 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市町村は、第4条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

- (1) 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの
- (2) 市町村が前条第2項の規定により支弁した費用

第5章の2 補則

（この法律の準用）

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消し

た場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定（同条を除く。）中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手（以下「特定関係者」という。）
	被害者	被害者（特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	特定関係者又は特定関係者であった者
第10条第1項から第4項まで、第10条の2、第11条第2項第2号及び第3項第2号、第12条第1項第1号から第4号まで並びに第2項第1号及び第2号並びに第18条第1項	配偶者	特定関係者
第10条第1項、第10条の2並びに第12条第1項第1号及び第2項第1号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

第6章 罰則

第29条 保護命令（前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項まで及び第10条の2の規定によるものを含む。第31条において同じ。）に違反した者は、2年以下の拘禁刑又は200万円以下の罰金に処する。

第30条 第3条第5項又は第5条の3の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

第31条 第12条第1項若しくは第2項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項若しくは第2項（第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第7条、第9条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成16年6月2日法律第64号）

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第10条第1項第2号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

（検討）

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成19年7月11日法律第113号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 （平成25年7月3日法律第72号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

附 則 （平成26年4月23日法律第28号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 第2条並びに附則第3条、第7条から第10条まで、

第12条及び第15条から第18条までの規定 平成26年10月1日

附 則 （令和元年6月26日法律第46号） 抄
（施行期日）

第1条 この法律は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 附則第4条、第7条第1項及び第8条の規定 公布の日
（その他の経過措置の政令への委任）

第4条 前2条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第8条 政府は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行後3年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第6条第1項及び第2項の通報の対象となる同条第1項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第10条第1項から第4項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第1項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行後3年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第1項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （令和4年5月25日法律第52号） 抄
（施行期日）

第1条 この法律は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 次条並びに附則第3条、第5条及び第38条の規定 公布の日
（政令への委任）

第38条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和4年6月17日法律第68号） 抄
（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第509条の規定 公布の日

附 則 （令和5年5月19日法律第30号） 抄
（施行期日）

第1条 この法律は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第7条の規定 公布の日

(2) 第21条の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和4年法律第48号。附則第3条において「民事訴訟法等改正法」という。）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日
（保護命令事件に係る経過措置）

第2条 この法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「新法」という。）第10条及び第10条の2の規定は、この法律の施行の日

（以下この条において「施行日」という。）以後にされる保護命令の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた保護命令の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

2 新法第11条第2項及び第3項並びに第12条第1項及び第2項の規定は、施行日以後にされる保護命令の申立てについて適用し、施行日前にされた保護命令の申立てについては、なお従前の例による。

3 新法第18条第1項の規定は、施行日以後にされる同項に規定する再度の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた同項に規定する再度の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

（民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間の経過措置）

第3条 新法第14条の2から第14条の4までの規定は、民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間は、適用しない。

2 附則第1条第2号に規定する規定の施行の日から民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間における新法第21条の規定の適用については、同条中「第71条第2項、第91条の2、第92条第9項及び第10項、第92条の2第2項、第94条、第100条第2項、第1編第5章第4節第3款、第111条、第1編第7章、第133条の2第5項及び第6項、第133条の3第2項、第151条第3項、第160条第2項、第185条第3項、第205条第2項、第215条第2項、第227条第2項並びに第232条の2の規定を除く。」を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする」とあるのは、「第87条の2の規定を除く。」を準用する」とする。

（罰則の適用に関する経過措置）

第4条 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日（以下この条において「刑法施行日」という。）の前日までの間における新法第30条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

（政令への委任）

第7条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第8条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （令和5年6月14日法律第53号） 抄

この法律は、公布の日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第32章の規定及び第388条の規定 公布の日

(2) 第1条中民事執行法第22条第5号の改正規定、同法第25条の改正規定、同法第26条の改正規定、同法第29条の改正規定（「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。）、同法第91条第1項第3号の改正規定、同法第141条第1項第3号の改正規定、同法第181条第1項の改正規定、同条第4項の改正規定、同法第183条の改正規定、同法第189条の改正規定及び同法第

193 条第 1 項の改正規定、第 12 条、第 33 条、第 34 条、第 36 条及び第 37 条の規定、第 42 条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第 39 条第 2 項の改正規定、第 45 条の規定（民法第 98 条第 2 項及び第 151 条第 4 項の改正規定を除く。）、第 47 条中鉄道抵当法第 41 条の改正規定及び同法第 43 条第 3 項の改正規定、第 48 条及び第 4 章の規定、第 88 条中民事訴訟費用等に関する法律第 2 条の改正規定、第 91 条の規定、第 185 条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第 12 条第 3 項の改正規定、第 198 条の規定並びに第 387 条の規定 公布の日から起算して 2 年 6 月を超えない範囲内において政令で定める日

附 則 （令和 7 年 12 月 10 日法律第 84 号）

この法律は、公布の日から起算して 20 日を経過した日から施行する。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

令和 4 年 5 月 25 日法律第 52 号
最終改正 令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

(基本理念)

第 3 条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- (2) 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- (3) 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

(国及び地方公共団体の責務)

第 4 条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

(関連施策の活用)

第 5 条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

(緊密な連携)

第 6 条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活

の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号）第 2 条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成 16 年法律第 74 号）第 13 条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）第 3 条第 1 項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第 2 章 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第 7 条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第 1 項の都道府県基本計画及び同条第 3 項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- (1) 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
- (2) 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
- (3) その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第 8 条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
- (2) 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
- (3) その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第 3 章 女性相談支援センターによる支援等

(女性相談支援センター)

第 9 条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなけれ

ばならない。

- 2 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。
- 3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第 11 条第 1 項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - (2) 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第 5 号まで及び第 12 条第 1 項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - (3) 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。
 - (4) 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - (5) 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。
- 5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。
- 6 女性相談支援センターには、第 3 項第 2 号の一時保護を行う施設を設けなければならない。
- 7 第 3 項第 2 号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 9 第 3 項第 2 号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。
- 10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
- 11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

（女性相談支援センターの所長による報告等）

- 第 10 条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第 6 条の 3 第 18 項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第 23 条第 2 項に規定する母子保護の実施が適当であると認めたときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

い。

（女性相談支援員）

- 第 11 条 都道府県（女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第 20 条第 1 項（第 4 号から第 6 号までを除く。）並びに第 22 条第 1 項及び第 2 項第 1 号において同じ。）は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員（以下「女性相談支援員」という。）を置くものとする。
- 2 市町村（女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第 20 条第 2 項及び第 22 条第 2 項第 2 号において同じ。）は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。
- 3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

（女性自立支援施設）

- 第 12 条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと（以下「自立支援」という。）を目的とする施設（以下「女性自立支援施設」という。）を設置することができる。
- 2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。
- 3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

（民間の団体との協働による支援）

- 第 13 条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。
- 2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

（民生委員等の協力）

- 第 14 条 民生委員法（昭和 23 年法律第 198 号）に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）に定める人権擁護委員、保護司法（昭和 25 年法律第 204 号）に定める保護司及び更生保護事業法（平成 7 年法律第 86 号）に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

（支援調整会議）

- 第 15 条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第 9 条第 7 項又は第 12 条第 2 項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援調整会議」という。）を組織するよう努める

ものとする。

- 2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。
- 5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - (1) 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者
 - (2) 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者
 - (3) 前2号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者
- 6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第4章 雑則

(教育及び啓発)

- 第16条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、自己がかげがえのない個人であることについての意識の涵かん養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進)

- 第17条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

- 第18条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

- 第19条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

- 第20条 都道府県は、次に掲げる費用（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第1号から第3号までに掲げる費用に限る。）を支弁しなければならない。
 - (1) 女性相談支援センターに要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
 - (2) 女性相談支援センターが行う第9条第3項第2号の一時保護（同条第7項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
 - (3) 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用

- (4) 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用
- (5) 都道府県が行う自立支援（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- (6) 第13条第1項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

- 2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。
- 3 市町村は、第13条第2項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

- 第21条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の4分の3以内を補助することができる。

- 2 都道府県又は市町村は、第13条第1項又は第2項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用（前条第1項第6号の委託及び同条第3項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。）の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

- 第22条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第20条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

- (1) 都道府県が第20条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第5号に掲げるもの（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第3号に掲げるものに限る。）

- (2) 市町村が第20条第2項の規定により支弁した費用

- 3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第20条第1項の規定により支弁した費用のうち同項第6号に掲げるもの及び市町村が同条第3項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第2項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第5章 罰則

- 第23条 第9条第8項又は第15条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

(施行期日)

- 第1条 この法律は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 次条並びに附則第3条、第5条及び第38条の規定 公布の日
- (2) 附則第34条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の公布の日のいずれか遅い日
- (3) 略
- (4) 附則第36条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）の公布の日の

いずれか遅い日

(検討)

第2条 政府は、この法律の公布後3年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(準備行為)

第3条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第7条第1項から第3項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第4項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第7条第1項から第3項までの規定により定められ、同条第4項の規定により公表された基本方針とみなす。

(婦人補導院法の廃止)

第10条 婦人補導院法は、廃止する。

(婦人補導院法の廃止に伴う経過措置)

第11条 旧婦人補導院法第12条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第19条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

(政令への委任)

第38条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和4年6月15日法律第66号） 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第7条、第8条及び第17条の規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第16条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第17条 附則第3条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （令和4年6月17日法律第68号） 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第509条の規定 公布の日

広島市男女共同参画推進条例

平成 13 年 9 月 28 日
条例第 55 号

原子爆弾によって壊滅的な被害を受けた広島は、日本国憲法の下、民主主義の成長とともに、奇跡的な復興を遂げる一方で、自らの悲惨な体験から、世界の平和を希求してきた。

平和とは紛争や戦争のない状態だけをいうのではない。すべての人が差別や抑圧から解放されて初めて平和といえる。男女においては、性別による差別がなく、対等のパートナーとして責任を分かち合い、個性や能力を十分に発揮できる社会を実現することが必要である。それは、本市が目指す国際平和文化都市に欠かせない要件の一つであり、これまで、各種の取組が行われてきた。

しかし、現実には、社会において、性別による固定的な役割分担等を反映した制度又は慣行が、いまだに根強く残っており、男女平等の達成には多くの課題がある。

また、国際化、少子高齢化及び高度情報化が急速に進展する中で、豊かで生き生きとした地域を実現して未来に引き継いでいくためには、男女が互いの人権を尊重し合い、あらゆる分野で対等に協力し、政策又は方針の立案及び決定に参画することが重要である。

このような男女共同参画社会の実現を図るため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、本市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、本市における男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべきことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた個人の生活の環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画は、次の基本理念にのっとり推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接又は間接に性別による差別的扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことのないよう、

配慮されること。

- (3) 男女が政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と、当該活動以外の職業生活における活動その他の活動を両立して行うことができること。
- (5) 妊娠、出産その他の性と生殖に関する健康に関し、男女の人権が尊重されること。
- (6) 男女共同参画の推進と密接な関係を有する国際社会の動向に留意すること。

(本市の責務)

第 4 条 本市は、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を策定し、及び実施する責務を有する。

2 本市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な予算上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 本市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定又は実施に当たっては、市民及び事業者との交流、情報の交換その他の連携を行うものとする。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に努めるとともに、男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による人権侵害の禁止)

第 7 条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的扱いをしてはならない。

2 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、その配偶者等に身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為を行ってはならない。

第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第 8 条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ市民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。

3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ広島市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

4 市長は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前 3 項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(本市の政策の決定過程への女性の参画推進)

第 9 条 本市は、率先垂範して、政策の決定過程への女性の参画を推進するため、次に掲げることに努めるものとする。

- (1) 執行機関である委員会の委員若しくは委員又は附属機関である審議会等の委員その他の構成員への女性の任命又は委嘱
- (2) 女性職員の積極的な職域拡大、管理職等への登用及び能力開発
- (3) 職員が育児、介護等の家族的責任を果たすことを支援する制度を性別にかかわらず活用できる環境づくり

(市民の理解を深めるための措置)

第10条 本市は、第3条に規定する基本理念に関する市民の理解を深めるため、市民の参画による懇談会の開催等の広報広聴活動その他の適切な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画に関する教育又は学習の振興)

第11条 本市は、市民があらゆる機会を通じて男女共同参画についての関心と理解を深めることができるようにするため、学校教育及び社会教育における男女共同参画に関する教育又は学習の振興を図るための必要な措置を講ずるものとする。

(苦情の申出への対応)

第12条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民又は事業者から苦情の申出を受けた場合には、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項の申出への対応に当たり、広島市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

(相談の申出への対応)

第13条 市長は、性別による差別的扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する人権の侵害に関し、市民又は事業者から相談の申出があった場合には、関係の機関又は団体と協力し適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項の申出への対応に当たり、広島市男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。

(調査研究)

第14条 本市は、男女共同参画の推進に関し必要な調査研究を行うものとする。

(雇用等の分野における男女共同参画の推進)

第15条 事業者は、雇用の分野において、男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 本市は、事業者が方針の決定過程における男女共同参画を推進するための措置を講じようとする場合において、当該措置に必要な情報の提供その他の支援を行うよう努めるものとする。
- 3 本市は、必要があると認めるときは、事業者に対し、男女の就業状況その他の男女共同参画の状況について報告を求め、又は当該報告に応じた助言を行うことができる。
- 4 本市は、農林水産業、商工業その他の産業の自営業に従事する女性に対し、男女共同参画の推進に必要な情報の提供その他の支援を行うよう努めるものとする。
- 5 本市は、前3項に規定するもののほか、事業者についての男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たり、国、広島県等と連携又は調整を行うものとする。

(民間の団体の活動に対する支援)

第16条 本市は、方針の決定過程への女性の参画の推進、男女共同参画に向けた自主的な活動その他の男女共同参画の推進のための活動を行う民間の団体に対し、当該活動に必要な情報の提供その他の支援を行うよう努めるものとする。

(補助金交付における男女共同参画の推進に関する措置)

第17条 市長は、補助金の交付において、必要があると認めるときは、方針の決定過程への女性の参画の推進その他の男女共同参画の推進に関し適切な措置を講ずるよう求めることができる。

(年次報告)

第18条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにした報告書を作成し、これを公表するものとする。

(広島市男女共同参画審議会)

第19条 男女共同参画の推進に関する施策及び男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策並びに市長が必要と認める事項について審議し、又は建議するため、広島市男女共同参画審議会を置く。

- 2 前項の審議会の組織、所掌事務及び委員その他構成員並びにその運営に関し必要な事項は、市長が定める。

第3章 雑則

(委任規定)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第17条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

男女共同参画に関する広島市・国・世界の動き

年	広島市	国	世界（国連）
1975 年 (昭和 50 年)		・「婦人問題企画推進本部」設置	・国際婦人年(目標：平等、発展、平和) ・国際婦人年世界会議(メキシコシティ)「世界行動計画」採択
国連婦人の十年 (1976 年～1985 年)	1977 年 (昭和 52 年)	・「国内行動計画」策定	
	1978 年 (昭和 53 年)	・広島市新基本計画に、婦人対策を位置付け	
	1979 年 (昭和 54 年)	・「青少年婦人対策課」設置	・国連第 34 回総会「女子差別撤廃条約」採択
	1980 年 (昭和 55 年)		・「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン)「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択
	1982 年 (昭和 57 年)	・婦人教育会館開館	
	1985 年 (昭和 60 年)	・「広島市婦人問題懇話会」設置	・「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議(西暦 2000 年に向けての)「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択
1987 年 (昭和 62 年)		・「西暦 2000 年に向けての新しい国内行動計画」策定	
1988 年 (昭和 63 年)	・「ひろしま 21 世紀女性プラン」策定 ・「広島市女性問題協議会」設置 ・「広島市女性に関する行政推進連絡会議」設置(局長会長)		
1990 年 (平成 2 年)			・国連婦人の地位委員会拡大会期 ・国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択
1991 年 (平成 3 年)		・「育児休業法」公布 ・「西暦 2000 年に向けての新しい国内行動計画(第 1 次改定)」策定	
1992 年 (平成 4 年)	・「女性行政推進課」設置(専管組織)		
1994 年 (平成 6 年)		・「男女共同参画審議会」設置(政令) ・「男女共同参画推進本部」設置	
1995 年 (平成 7 年)		・「育児休業法」改正(介護休業制度の法制化)	・第 4 回世界女性会議—平等、開発、平和のための行動(北京) ・「北京宣言及び行動綱領」採択
1996 年 (平成 8 年)		・「男女共同参画ビジョン」答申 ・「男女共同参画 2000 年プラン」策定	
1997 年 (平成 9 年)	・「ひろしま 21 世紀男女共同参画プラン」策定 ・「広島市女性行政推進本部」設置(市長本部長)	・「男女共同参画審議会」設置(法律) ・「男女雇用機会均等法」改正	

年	広島市	国	世界（国連）
1999 年 (平成 11 年)		・「男女共同参画社会基本法」公布、施行	
2000 年 (平成 12 年)	・庁内の推進本部を「広島市男女共同参画推進本部」、庁内組織を「男女共同参画室」、協議会を「広島市男女共同参画協議会」に、各々名称変更	・「男女共同参画基本計画」策定	・国連特別総会「女性 2000 年会議」(ニューヨーク)
2001 年 (平成 13 年)	・「広島市男女共同参画推進条例」公布、施行 ・「広島市男女共同参画審議会」設置(条例)	・内閣府に「男女共同参画会議」、「男女共同参画局」設置 ・「DV防止法」公布、施行 ・「育児・介護休業法」改正	
2003 年 (平成 15 年)	・「広島市男女共同参画基本計画(第 1 期)」策定	・「次世代法」公布、一部施行	
2004 年 (平成 16 年)		・「DV防止法」改正 ・「育児・介護休業法」改正	
2005 年 (平成 17 年)		・「次世代法」完全施行 ・「刑法」改正 ・「第 2 次男女共同参画基本計画」策定	
2006 年 (平成 18 年)		・「男女雇用機会均等法」改正	
2007 年 (平成 19 年)		・「DV防止法」改正	
2008 年 (平成 20 年)	・「広島市男女共同参画基本計画(第 2 期)」策定 ・庁内組織を「男女共同参画課」に名称変更	・「次世代法」改正	
2009 年 (平成 21 年)	・「広島市配偶者暴力相談支援センター」設置	・「育児・介護休業法」改正	
2010 年 (平成 22 年)	・「広島市配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」策定	・「第 3 次男女共同参画基本計画」策定	
2011 年 (平成 23 年)	・「第 2 次広島市男女共同参画基本計画」策定		・UN Women 正式発足
2012 年 (平成 24 年)	・男女共同参画推進センター開館	・「次世代法」改正 ・「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」策定	・第 56 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議
2013 年 (平成 25 年)		・「DV防止法」改正 ・「日本再興戦略」の中核に「女性の活躍推進」を位置付け	
2014 年 (平成 26 年)		・「日本再興戦略」改訂 2014 に「女性が輝く社会」の実現」が掲げられる。	・第 58 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議
2015 年 (平成 27 年)		・「女性活躍加速のための重点方針 2015」策定 ・「女性活躍推進法」公布、一部施行 ・「第 4 次男女共同参画基本計画」策定	・国連「北京+20」記念会合(第 59 回国連婦人の地位委員会(ニューヨーク)) ・国連持続可能な開発サミット「持続可能な開発目標 S D G s)」採択
2016 年 (平成 28 年)	・「第 2 次広島市男女共同参画基本計画」及び「広島市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」中間見直し ・「広島市女性職員活躍推進プラン」策定	・「育児・介護休業法」、「男女雇用機会均等法」改正 ・「女性活躍推進法」完全施行 ・「女性活躍加速のための重点方針 2016」策定	

年	広島市	国	世界（国連）
2017 年 （平成 29 年）		・「育児・介護休業法」改正 ・「刑法」改正 ・「女性活躍加速のための重点方針 2017」策定	
2018 年 （平成 30 年）		・「政治分野における男女共同参画推進法」公布、施行 ・「女性活躍加速のための重点方針 2018」策定	
2019 年 （平成 31 年／令和元年）		・「女性活躍推進法」改正 ・「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」、「労働施策総合推進法」改正 ・「DV防止法」、「児童福祉法」改正 ・「女性活躍加速のための重点方針 2019」策定	・「国際女性会 WAW!/Women20」開催（東京）
2020 年 （令和 2 年）		・「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」決定 ・「女性活躍加速のための重点方針 2020」策定 ・「第 5 次男女共同参画基本計画」策定	・国連「北京+25」記念会合（第 64 回国連婦人の地位委員会（ニューヨーク））
2021 年 （令和 3 年）	・「第 3 次広島市男女共同参画基本計画」策定 ・「広島市職員の女性活躍・子育て支援推進プラン」策定	・「政治分野における男女共同参画に関する法律」改正 ・「育児・介護休業法」改正 ・「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2021」策定	
2022 年 （令和 4 年）		・「困難女性支援法」公布 ・「女性活躍推進法」改正 ・「女性版骨太の方針 2022」策定	
2023 年 （令和 5 年）		・「DV防止法」改正 ・「刑法」改正 ・「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」公布、施行 ・「女性版骨太の方針 2023」策定	
2024 年 （令和 6 年）	・「広島市職員の女性活躍・子育て支援推進プラン」改定	・「困難女性支援法」施行 ・「育児・介護休業法」、「次世代法」改正 ・「女性版骨太の方針 2024」策定	
2025 年 （令和 7 年）		・「男女共同参画社会基本法」改正 ・「女性活躍推進法」改正 ・「DV防止法」改正 ・「女性版骨太の方針 2025」策定	・国連「北京+30」記念会合（第 69 回国連婦人の地位委員会（ニューヨーク））
2026 年 （令和 8 年）	・「第 4 次広島市男女共同参画基本計画」策定 ・「広島市職員の女性活躍・子育て支援推進プラン」改定	・「第 6 次男女共同参画基本計画」策定	

用語解説

【あ行】

用 語	解 説
I C Tリテラシー	情報通信サービス等を適切に活用するための能力。
育児・介護休業法 (育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律)	育児又は家族の介護を行う労働者等の雇用の継続及び再就職の促進を図るとともに、職業生活と家庭生活との両立への支援を通じてその福祉の増進を図り、あわせて経済及び社会の発展に資することを目的として、平成3年(1991年)5月に「育児休業法」として公布、平成7年(1995年)6月に「育児・介護休業法」として改正された法律。
S N S	ソーシャル・ネットワーキング・サービス(Social Networking Service)の略。友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスのこと。
S D G s (持続可能な開発目標)	平成27年(2015年)9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12年(2030年)を年限とする17の国際目標。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済や社会、環境などの広範な課題に対して、開発途上国だけでなく先進国を含む全ての国々が取り組む目標とされている。
N P O	Non-Profit Organizationの略。継続的・自発的にボランティア活動などの社会貢献活動に取り組む民間の非営利活動組織のこと。
M字カーブ	日本の女性の労働力人口比率(労働力率、労働参加率)又は就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。この背景には、結婚や出産を機に労働市場から退出し、子育てが一段落すると再び労働市場に参入する女性が多いということが考えられる。なお、10年前と比較すると、全ての年齢階級で労働力人口比率は上昇しており、グラフの全体の形はM字型から欧米先進諸国で見られるような台形に近づきつつある。
L字カーブ	日本の女性の年齢階級別の正規雇用労働者比率を年齢階級別にグラフ化したとき、20歳代後半に6割を超えてピークに達した後、一貫して下がり続け、アルファベットのLのような形になることをいう。これは、女性の働き方が依然としてフルタイムの正規雇用とパートタイムの非正規雇用に二極化し、出産後、育児等との両立のため非正規雇用を選択せざるを得ない女性が多いためと考えられる。
えるぼし認定	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出を行った事業主のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良である等の一定の要件を満たした場合に申請により国から認定を受けることができる制度。

【か行】

用 語	解 説
家族経営協定	農業を営む家族が、経営や家庭生活全般について話し合い、経営の役割分担や収益配分、就業条件等を取り決め、それを家族間のルールとして文書にすること。
キャリア形成	職務経験を通じて、職業に関連する専門的な知識や技術などの職業能力を形成していくこと。
くるみん認定	次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出を行った事業主のうち、その行動計画に定められた目標を達成するなどの一定の要件を満たした場合に申請により、「子育てサポート企業」として国から認定を受けることができる制度。
固定的な性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。
困難女性支援法 (困難な問題を抱える女性への支援に関する法律)	女性の抱える問題が多様化、複雑化している中、支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的に、令和4年(2022年)5月に成立した法律。

【さ行】

用 語	解 説
ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。
ジェンダーアイデンティティ	自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識。例えば、「私は女性である」「私は男性である」などの、自分の属する性別についてのある程度の一貫性を持った認識のこと。
次世代法 (次世代育成支援対策推進法)	急速な少子化の進行や家庭・地域を取り巻く環境の変化を踏まえ、次代の社会を担うことが健やかに生まれ、育成される社会の形成に資することを目的に、平成 15 年（2003 年）7 月に公布された法律。子育て家庭への支援その他の子育て環境の整備、雇用環境の整備等の取り組みに関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めている。平成 27 年（2015 年）3 月までの時限立法であったが 10 年間延長され、さらに令和 6 年（2024 年）の法改正により令和 17 年（2035 年）3 月までに再延長された。
女性活躍推進法 (女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)	女性が、職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備することを目的に、平成 27 年（2015 年）9 月に公布された法律。地方公共団体が推進計画を策定・公表するとともに、地方公共団体および 101 人以上の労働者を雇用する事業主に、女性の活躍状況を把握し、課題分析した上で、女性の職業生活における活躍を推進するための事業主行動計画を策定することを義務付けた。令和 8 年（2026 年）3 月までの時限立法であったが、令和 18 年（2036 年）まで延長されるとともに、男女間賃金差異と女性管理職比率の公表義務等が拡大された。
女性相談支援センター	困難女性支援法に基づき、都道府県に設置が義務付けられた機関で、女性の抱える様々な問題に関する相談、一時保護、医学的・心理学的な援助、自立して生活するための関連制度の情報提供等、居住して保護を受けることができる施設の利用に関する情報提供等を行う。
女性に対する暴力をなくす運動	暴力を容認しない社会をつくるため、11 月 12 日から 25 日までの 2 週間を「女性に対する暴力をなくす運動」期間として、シンボルカラーである紫色を用いたパープル・ライトアップを始め、様々な啓発活動を集中的に実施している。
ストーカー行為	特定の者に対する恋愛感情その他の好意感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、その特定の者やその家族等に対して、つきまとい・待ち伏せ・押しかけなどを繰り返し行うこと。
性差医療	男女比が圧倒的にどちらかに偏っている病気、発症率はほぼ同じでも男女間でその経過に差があるもの、生理的、生物学的説明が男性又は女性で遅れている病態及び社会的な男女の地位と健康の関連などについて研究を進め、その結果を病気の診断、治療、予防法に反映することを目的とした医療であり、その実践の場として「女性外来」などが設置されることとなった。
性的マイノリティ（セクシュアル・マイノリティ）	性的指向（恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念）や性自認（自分の性をどのように認識しているのかを示す概念）において少数である人を指す。
セクシュアル・ハラスメント	相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、性的な冗談やからかいなど、様々な形態のものが含まれる。職場におけるセクシュアル・ハラスメントは、労働者の意に反する性的な言動への対応により労働条件について不利益を受けたり、性的な言動により就業環境が害されることであり、同性に対するものも含むとされている。

【た行】

用 語	解 説
ダイバーシティ	「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性 が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。
多様な幸せ (well-being)	肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態。
男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会の形成に関する基本的理念と基本的な施策の枠組を定め、社会のあらゆる分野において国、地方公共団体及び国民の取組を総合的に推進することを目的として、平成 11 年(1999 年)6 月に公布された法律。男女共同参画社会の実現のための五つの基本理念（男女の人権の尊重、社会における制度または慣行についての配慮、政策等の立案及び決定への共同参画、家庭生活における活動と他の活動の両立、国際的協調）を掲げ、行政（国、地方自治体）と国民それぞれが果たすべき役割を定めている。
男女共同参画週間	「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日である平成 11 年(1999 年)6 月 23 日を踏まえ、毎年 6 月 23 日から 29 日までの 1 週間を「男女共同参画週間」として、様々な取組を通じ、男女共同参画社会基本法の目的や基本理念について理解を深めることを目指している。
男女雇用機会均等法 (雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律)	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的として、昭和 60 年(1985 年)6 月に「勤労婦人福祉法」から改正された法律。
地域包括支援センター	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域での生活を総合的に支援する機関であり、専門の職員（保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等）が、介護予防の支援をはじめ、介護や保健・医療・福祉など様々な相談に応じている。
D V 防止法 (配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)	配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的として、平成 13 年(2001 年)4 月に公布された法律。国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、配偶者暴力相談支援センターや被害者の保護、保護命令に関する事項などを定めている。
デートDV	ドメスティック・バイオレンス（DV）のうち、主に 10 歳代から 20 歳代の若者間で起こる婚姻関係がない交際相手からの暴力のこと。
テレワーク	I C T（情報通信技術）を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方をいう。
ドメスティック・バイオレンス（DV）	配偶者や交際相手からの暴力のこと。殴る、蹴るといった「身体的暴力」だけでなく、大声でどなる、無視するといった「精神的な暴力」、嫌がっているのに性行為を強要するといった「性的暴力」、生活費を渡さないといった「経済的暴力」も暴力に含まれる。

【は行】

用 語	解 説
パートナーシップ宣誓制度	一方または双方が性的マイノリティである二人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した関係（パートナーシップ）である旨の宣誓書を提出し、広島市が受領証および受領カードを交付するもの。
配偶者暴力相談支援センター（DVセンター）	D V 防止法に基づき、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、①相談又は相談機関の紹介、②カウンセリング、③法律相談、④被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護、⑤自立して生活することを促進するための情報提供その他の援助、⑥被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助、⑦保護命令制度の利用についての情報提供などを行う。
パワー・ハラスメント	職場において、優越的な関係を背景とした言動で、業務上必要かつ相当な範囲を超え、労働者の就業環境を害することを指す。令和元年(2019 年)6 月の労働施策総合推進法の改正により、事業主に対し、職場におけるパワー・ハラスメント防止のために雇用管理上必要な措置を行うことが義務付けられた。
フェムケア	特定のテクノロジーによらず、様々な方法で女性特有の健康課題をケアする製品・サービスの総称。
フェムテック	「Female（女性）」＋「Technology（技術）」の造語で、生理や更年期など女性特有の悩みを先進的な技術で解決すること。

【ま行】

用 語	解 説
マタニティ・ハラスメント	妊娠・出産・育児休業等を理由とする嫌がらせなどや不利益な取扱いを指す。妊娠・出産・育児休業等を理由とする解雇、不利益な異動、減給、降格など、事業主からの不利益な取扱いは、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法で禁止されている。
無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）	誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定観念となっていく。
メディア・リテラシー	メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の三つを構成要素とする、複合的な能力のこと。

【ら行】

用 語	解 説
リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）	リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、平成6年(1994年)の国際人口開発会議の「行動計画」及び平成7年(1995年)の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。 また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）とは、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任を持って自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及び生殖に関する健康を得る権利」とされている。
リベンジポルノ	元交際相手の性的な写真等を嫌がらせ目的でインターネット上に公開することなどをいう。
労働力率	15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合
ロールモデル	自分にとって具体的な行動や考え方の模範となる人物のこと。

【わ行】

用 語	解 説
ワーク・ライフ・バランス	男性も女性もあらゆる世代の誰もが、仕事や子育て、介護、自己啓発、地域活動など様々な活動を、自分が希望するバランスで行うことができる状態のこと。

名 称	第 4 次広島市男女共同参画基本計画
主 管 課	広島市市民局人権啓発部男女共同参画課
所 在 地	〒730－8586 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号 TEL : 082-504-2108 FAX : 082-504-2609 E-mail : danjo@city.hiroshima.lg.jp
発 行 年 月	令和 8 年(2026 年) 月
登 録 番 号	